

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年9月25日
【発行者名】	グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー (Global Funds Management S.A.)
【代表者の役職氏名】	取締役兼コンダクティング・オフィサー クリスチャン・ゲジンスキ (Kristian Gesinski, Director & Conducting Officer)
【本店の所在の場所】	ルクセンブルグ大公国 エスペランジュ L-5826 ガスペリッシュ通り33番 A棟 (Bâtiment A, 33, rue de Gasperich, L-5826 Hesperange, Luxembourg)
【代理人の氏名又は名称】	弁護士 大西 信治
【代理人の住所又は所在地】	東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング 森・濱田松本法律事務所外国法共同事業
【事務連絡者氏名】	弁護士 大西 信治
【連絡場所】	東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング 森・濱田松本法律事務所外国法共同事業
【電話番号】	03 (6212) 8316
【届出の対象とした募集（売 出）外国投資信託受益証券 に係るファンドの名称】	ノムラ外貨MMF (Nomura Multi Currency MMF)
【届出の対象とした募集（売 出）外国投資信託受益証券 の金額】	以下の5つのサブ・ファンドの受益証券が募集されます。 (1) US マネー マーケット ファンド 受益証券5,000億米ドル（80兆3,600億円）を限度とします。 (2) 豪ドル マネー マーケット ファンド 受益証券5,000億豪ドル（56兆4,950億円）を限度とします。 (3) 英ポンド マネー マーケット ファンド 受益証券5,000億英ポンド（108兆1,650億円）を限度とします。 (4) カナダドル マネー マーケット ファンド 受益証券5,000億カナダドル（57兆3,350億円）を限度とします。 (5) NZドル マネー マーケット ファンド 受益証券5,000億ニュージーランドドル（47兆1,850億円）を限度とします。 (注) 米ドル、豪ドル、英ポンド、カナダドルおよびニュージーランドドル（以下「NZドル」といいます）の 円貨換算は、2026年7月31日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル＝ 160.72円、1豪ドル＝112.99円、1英ポンド＝216.33円、1カナダドル＝114.67円および1NZドル＝ 94.37円）によります。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

本日、半期報告書を提出いたしましたので、2026年6月26日に提出した有価証券届出書（以下「原届出書」といいます。）の関係情報を下表のとおり新たな情報により追加・更新するため、また、投資リスクに関する情報および報酬率に関する情報を更新するため、本訂正届出書を提出するものです。

なお、本訂正届出書の記載事項のうち外貨数字の円換算については、直近の為替レートを用いておりますので、訂正前の換算レートとは異なっております。

2【訂正の内容】

(1) 半期報告書提出に伴う訂正

原届出書の下記事項については、半期報告書の記載内容＊と同一内容に更新または追加されます。

原届出書		半期報告書		訂正の方法
第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 1 ファンドの性格	(3) トラストの仕組み ③ 管理会社の概要 資本金の額	4 管理会社の概況	(1) 資本金の額	更新
5 運用状況	(1) 投資状況	1 ファンドの運用状況	(1) 投資状況	更新
	(3) 運用実績		(2) 運用実績	追加または更新
	(4) 販売及び買戻しの実績	2 販売及び買戻しの実績		追加
第3 ファンドの経理状況 1 財務諸表		3 ファンドの経理状況		追加
第三部 特別情報 第1 管理会社の概況 1 管理会社の概況	(3) 資本金の額	4 管理会社の概況	(1) 資本金の額	更新
2 事業の内容及び営業の概況			(2) 事業の内容及び営業の状況	更新
3 管理会社の経理状況		5 管理会社の経理の概況		更新

＊ 半期報告書の記載内容は、以下のとおりです。

[次へ](#)

1 ファンドの運用状況

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー（以下「管理会社」といいます。）が管理するノムラ外貨MMFのサブ・ファンドであるUS マネー マーケット ファンド、豪ドル マネー マーケット ファンド、英ポンド マネー マーケット ファンド、カナダドル マネー マーケット ファンドおよびNZドル マネー マーケット ファンド（以下それぞれのサブ・ファンドを「ファンド」といいます。）の運用状況は次のとおりです。

（1）投資状況

資産別および地域別の投資状況

（i）US マネー マーケット ファンド

（2026年7月末日現在）

資産の種類	国名	時価合計（米ドル）	投資比率（％）
ユーロ・コマーシャル・ペーパー	ドイツ	2,047,129,467	21.01
	ルクセンブルグ	894,534,400	9.18
	イギリス	783,441,422	8.04
	オランダ	745,494,503	7.65
	フランス	597,407,230	6.13
	フィリピン	149,906,338	1.54
	小計	5,217,913,359	53.55
現金・その他の資産（負債控除後）		4,526,428,104	46.45
合計（純資産総額）		9,744,341,463 （約1,566,111百万円）	100.00

（注1）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（注2）米ドルの円貨換算は、2026年7月31日現在における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル＝160.72円）によります。以下同じです。

（注3）本書の中で、金額および比率を表示する場合、四捨五入してあります。従って、合計の数字が一致しない場合があります。また、円貨への換算は本書中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算のうえ必要な場合四捨五入してあります。従って、本書中の同一の情報につき異なった円貨表示がなされている場合があります。

(ii) 豪ドル マネー マーケット ファンド

(2026年7月末日現在)

資産の種類	国名	時価合計（豪ドル）	投資比率（％）
ユーロ・コマーシャル・ペーパー	ドイツ	665,974,629	38.37
	フランス	128,670,884	7.41
	オランダ	99,437,783	5.73
	小計	894,083,295	51.51
短期国債	オーストラリア	351,421,307	20.25
	小計	351,421,307	20.25
小計		1,245,504,602	71.76
現金・その他の資産（負債控除後）		490,097,173	28.24
合計（純資産総額）		1,735,601,776 (約196,106百万円)	100.00

(注) 豪ドルの円貨換算は、2026年7月31日現在における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1豪ドル=112.99円）によります。以下同じです。

(iii) 英ポンド マネー マーケット ファンド

(2026年7月末日現在)

資産の種類	国名	時価合計（英ポンド）	投資比率（％）
短期国債	イギリス	16,709,915	38.82
	小計	16,709,915	38.82
ユーロ・コマーシャル・ペーパー	ドイツ	9,946,295	23.11
	フランス	2,988,927	6.94
	小計	12,935,223	30.05
固定利付債	ドイツ	1,200,000	2.79
	小計	1,200,000	2.79
小計		30,845,137	71.66
現金・その他の資産（負債控除後）		12,197,923	28.34
合計（純資産総額）		43,043,060 (約9,312百万円)	100.00

(注) 英ポンドの円貨換算は、2026年7月31日現在における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1英ポンド=216.33円）によります。以下同じです。

(iv) カナダドル マネー マーケット ファンド

(2026年7月末日現在)

資産の種類	国名	時価合計（カナダドル）	投資比率（%）
短期国債	カナダ	49,220,010	72.64
	小計	49,220,010	72.64
現金・その他の資産（負債控除後）		18,538,640	27.36
合計（純資産総額）		67,758,650 (約7,770百万円)	100.00

(注) カナダドルの円貨換算は、2026年7月31日現在における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1カナダドル=114.67円）によります。以下同じです。

(v) NZドル マネー マーケット ファンド

(2026年7月末日現在)

資産の種類	国名	時価合計（NZドル）	投資比率（%）
ユーロ・コマーシャル・ペーパー	ドイツ	129,627,304	44.01
	オランダ	19,945,108	6.77
	フランス	19,860,984	6.74
	小計	169,433,396	57.52
短期国債	ニュージーランド	45,838,189	15.56
	小計	45,838,189	15.56
小計		215,271,585	73.08
現金・その他の資産（負債控除後）		79,286,550	26.92
合計（純資産総額）		294,558,135 (約27,797百万円)	100.00

(注) NZドルの円貨換算は、2026年7月31日現在における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1NZドル=94.37円）によります。以下同じです。

[次へ](#)

(2) 運用実績

① 純資産の推移

2026年7月末日および同日前1年以内における各月末の純資産の推移は次のとおりです。

(i) US マネー マーケット ファンド

	純資産総額		1口当りの純資産価格	
	千米ドル	百万円	米セント	円
2025年8月末日	5,572,021	895,535	1	1.61
9月末日	5,541,331	890,603	1	1.61
10月末日	5,508,834	885,380	1	1.61
11月末日	5,543,237	890,909	1	1.61
12月末日	5,522,445	887,567	1	1.61
2026年1月末日	6,290,921	1,011,077	1	1.61
2月末日	7,225,971	1,161,358	1	1.61
3月末日	7,176,278	1,153,371	1	1.61
4月末日	7,894,133	1,268,745	1	1.61
5月末日	9,011,135	1,448,270	1	1.61
6月末日	8,947,187	1,437,992	1	1.61
7月末日	9,744,341	1,566,110	1	1.61

(ii) 豪ドル マネー マーケット ファンド

	純資産総額		1口当りの純資産価格	
	千豪ドル	百万円	豪セント	円
2025年8月末日	1,667,204	188,377	1	1.13
9月末日	1,657,487	187,279	1	1.13
10月末日	1,641,230	185,443	1	1.13
11月末日	1,586,254	179,231	1	1.13
12月末日	1,586,107	179,214	1	1.13
2026年1月末日	1,600,411	180,830	1	1.13
2月末日	1,730,098	195,484	1	1.13
3月末日	1,725,235	194,934	1	1.13
4月末日	1,713,774	193,639	1	1.13
5月末日	1,719,943	194,336	1	1.13
6月末日	1,728,398	195,292	1	1.13
7月末日	1,735,602	196,106	1	1.13

(iii) 英ポンド マネー マーケット ファンド

	純資産総額		1口当りの純資産価格	
	千英ポンド	百万円	英ペンス	円
2025年8月末日	41,820	9,047	1	2.16
9月末日	41,740	9,030	1	2.16
10月末日	41,830	9,049	1	2.16
11月末日	41,631	9,006	1	2.16
12月末日	41,328	8,940	1	2.16
2026年1月末日	41,196	8,912	1	2.16
2月末日	41,752	9,032	1	2.16
3月末日	42,093	9,106	1	2.16
4月末日	42,193	9,128	1	2.16
5月末日	42,224	9,134	1	2.16
6月末日	42,201	9,129	1	2.16
7月末日	43,043	9,311	1	2.16

(iv) カナダドル マネー マーケット ファンド

	純資産総額		1口当りの純資産価格	
	千カナダドル	百万円	カナダセント	円
2025年8月末日	68,011	7,799	1	1.15
9月末日	68,189	7,819	1	1.15
10月末日	67,462	7,736	1	1.15
11月末日	63,306	7,259	1	1.15
12月末日	62,587	7,177	1	1.15
2026年1月末日	62,613	7,180	1	1.15
2月末日	62,150	7,127	1	1.15
3月末日	64,922	7,445	1	1.15
4月末日	65,547	7,516	1	1.15
5月末日	68,682	7,876	1	1.15
6月末日	68,116	7,811	1	1.15
7月末日	67,759	7,770	1	1.15

(v) NZドル マネー マーケット ファンド

	純資産総額		1口当りの純資産価格	
	千NZドル	百万円	NZセント	円
2025年8月末日	310,779	29,328	1	0.94
9月末日	307,265	28,997	1	0.94
10月末日	307,868	29,054	1	0.94
11月末日	306,065	28,883	1	0.94
12月末日	299,472	28,261	1	0.94
2026年1月末日	296,467	27,978	1	0.94
2月末日	293,215	27,671	1	0.94
3月末日	292,174	27,572	1	0.94
4月末日	291,130	27,474	1	0.94
5月末日	292,361	27,590	1	0.94
6月末日	290,136	27,380	1	0.94
7月末日	294,558	27,797	1	0.94

[次へ](#)

② 分配の推移

(i) US マネー マーケット ファンド

ファンド証券の1口当り純資産価格を1米セントに維持するために必要な額の分配が日々行われています。毎月の最終取引日（再投資日）に、当該最終取引日の直前の日までに宣言され、発生済・未払いのすべての分配金（ルクセンブルグおよびその他の受益者の所在国の分配金についての源泉税およびその他の税金がある場合は控除後）が自動的に、当該再投資日の直前の取引日に決定される1口当り純資産価格で再投資され、これにつきファンド証券が発行されます。

2025年8月1日から2026年7月末日までの1口当り分配金の合計額は、0.000325098米ドルでした。

(ii) 豪ドル マネー マーケット ファンド

ファンド証券の1口当り純資産価格を1豪セントに維持するために必要な額の分配が日々行われています。毎月の最終取引日（再投資日）に、当該最終取引日の直前の日までに宣言され、発生済・未払いのすべての分配金（ルクセンブルグおよびその他の受益者の所在国の分配金についての源泉税およびその他の税金がある場合は控除後）が自動的に、当該再投資日の直前の取引日に決定される1口当り純資産価格で再投資され、これにつきファンド証券が発行されます。

2025年8月1日から2026年7月末日までの1口当り分配金の合計額は、0.000319336豪ドルでした。

(iii) 英ポンド マネー マーケット ファンド

ファンド証券の1口当り純資産価格を1英ペンスに維持するために必要な額の分配が日々行われています。毎月の最終取引日（再投資日）に、当該最終取引日の直前の日までに宣言され、発生済・未払いのすべての分配金（ルクセンブルグおよびその他の受益者の所在国の分配金についての源泉税およびその他の税金がある場合は控除後）が自動的に、当該再投資日の直前の取引日に決定される1口当り純資産価格で再投資され、これにつきファンド証券が発行されます。

2025年8月1日から2026年7月末日までの1口当り分配金の合計額は、0.000316852英ポンドでした。

(iv) カナダドル マネー マーケット ファンド

ファンド証券の1口当り純資産価格を1カナダセントに維持するために必要な額の分配が日々行われています。毎月の最終取引日（再投資日）に、当該最終取引日の直前の日までに宣言され、発生済・未払いのすべての分配金（ルクセンブルグおよびその他の受益者の所在国の分配金についての源泉税およびその他の税金がある場合は控除後）が自動的に、当該再投資日の直前の取引日に決定される1口当り純資産価格で再投資され、これにつきファンド証券が発行されます。

2025年8月1日から2026年7月末日までの1口当り分配金の合計額は、0.000156755カナダドルでした。

(v) NZドル マネー マーケット ファンド

ファンド証券の1口当り純資産価格を1NZセントに維持するために必要な額の分配が日々行われています。毎月の最終取引日（再投資日）に、当該最終取引日の直前の日までに宣言され、発生済・未払いのすべての分配金（ルクセンブルグおよびその他の受益者の所在国の分配金についての源泉税およびその他の税金がある場合は控除後）が自動的に、当該再投資日の直前の取引日に決定される1口当り純資産価格で再投資され、これにつきファンド証券が発行されます。

2025年8月1日から2026年7月末日までの1口当り分配金の合計額は、0.000182102NZドルでした。

③ 収益率の推移

(i) US マネー マーケット ファンド

期間	収益率（注）
2025年8月1日～2026年7月末日	3.25%

（注）収益率（%）＝ $100 \times (a - b) / b$

a＝2026年7月末日の1口当り純資産価格＋当該期間の分配金の合計額

b＝2025年7月末日の1口当り純資産価格

(ii) 豪ドル マネー マーケット ファンド

期間	収益率（注）
2025年8月1日～2026年7月末日	3.19%

（注）収益率（%）＝ $100 \times (a - b) / b$

a＝2026年7月末日の1口当り純資産価格＋当該期間の分配金の合計額

b＝2025年7月末日の1口当り純資産価格

(iii) 英ポンド マネー マーケット ファンド

期間	収益率（注）
2025年8月1日～2026年7月末日	3.17%

（注）収益率（%）＝ $100 \times (a - b) / b$

a＝2026年7月末日の1口当り純資産価格＋当該期間の分配金の合計額

b＝2025年7月末日の1口当り純資産価格

(iv) カナダドル マネー マーケット ファンド

期間	収益率（注）
2025年8月1日～2026年7月末日	1.57%

（注）収益率（%）＝ $100 \times (a - b) / b$

a＝2026年7月末日の1口当り純資産価格＋当該期間の分配金の合計額

b＝2025年7月末日の1口当り純資産価格

(v) NZドル マネー マーケット ファンド

期間	収益率（注）
2025年8月1日～2026年7月末日	1.82%

（注）収益率（%）＝ $100 \times (a - b) / b$

a＝2026年7月末日の1口当り純資産価格＋当該期間の分配金の合計額

b＝2025年7月末日の1口当り純資産価格

<参考情報>

純資産総額および7日間平均年換算利回りの推移（2026年7月末日現在）

US マネー マーケット ファンド



豪ドル マネー マーケット ファンド



英ポンド マネー マーケット ファンド



カナダドル マネー マーケット ファンド



NZドル マネー マーケット ファンド



※7日間平均年換算利回りは課税前です。

[次へ](#)

2 販売及び買戻しの実績

2026年7月末日前1年間における販売および買戻しの実績ならびに2026年7月末日現在の発行済口数は次のとおりです。

(i) US マネー マーケット ファンド

販売口数	買戻口数	発行済口数
796,104,952,985 (796,104,952,985)	383,699,086,671 (383,699,086,671)	974,434,146,337 (974,434,146,337)

(注) () の数は本邦内における販売・買戻および発行済口数です。

(ii) 豪ドル マネー マーケット ファンド

販売口数	買戻口数	発行済口数
69,348,476,220 (69,348,476,220)	62,376,917,972 (62,376,917,972)	173,560,177,583 (173,560,177,583)

(注) () の数は本邦内における販売・買戻および発行済口数です。

(iii) 英ポンド マネー マーケット ファンド

販売口数	買戻口数	発行済口数
7,591,194,787 (7,591,194,787)	7,478,558,159 (7,478,558,159)	4,304,306,015 (4,304,306,015)

(注) () の数は本邦内における販売・買戻および発行済口数です。

(iv) カナダドル マネー マーケット ファンド

販売口数	買戻口数	発行済口数
6,750,042,395 (6,750,042,395)	7,144,754,126 (7,144,754,126)	6,775,864,979 (6,775,864,979)

(注) () の数は本邦内における販売・買戻および発行済口数です。

(v) NZドル マネー マーケット ファンド

販売口数	買戻口数	発行済口数
16,833,600,839 (16,833,600,839)	18,987,371,789 (18,987,371,789)	29,455,813,486 (29,455,813,486)

(注) () の数は本邦内における販売・買戻および発行済口数です。

[次へ](#)

3 ファンドの経理状況

- a. ファンドの日本語の中間財務書類は、ルクセンブルグにおける法令に準拠して作成された原文の中間財務書類を翻訳したものです。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第328条第5項ただし書の規定の適用によるものです。
- b. ファンドの中間財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）の監査を受けていません。
- c. ファンドの原文の中間財務書類は、米ドル、豪ドル、英ポンド、カナダドルおよびニュージーランドドル（「NZドル」）で表示されています。日本語の中間財務書類には、主要な金額について円貨換算が併記されています。日本円による金額は、以下の2026年7月31日現在における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値で換算されています。

1 米ドル	=	160.72円
1 豪ドル	=	112.99円
1 英ポンド	=	216.33円
1 カナダドル	=	114.67円
1 NZドル	=	94.37円

なお、千円未満の金額は四捨五入されています。

[次へ](#)

(1) 資産及び負債の状況

ノムラ外貨MMF
結合純資産計算書
2026年6月30日現在

	US マネー マーケット ファンド		豪ドル マネー マーケットファンド		英ポンド マネー マーケットファンド	
	(米ドル)	(千円)	(豪ドル)	(千円)	(英ポンド)	(千円)
資産						
投資有価証券一時価 (注2)	4,741,711,746	762,087,912	1,240,296,543	140,141,106	30,376,736	6,571,399
銀行預金	2,705,137	434,770	1,401,255	158,328	54,369	11,762
預金	4,212,894,000	677,096,324	490,518,000	55,423,629	11,865,000	2,566,755
未収収益	0	0	0	0	13,767	2,978
現金および現金等価物 に係る利息	421,735	67,781	57,612	6,510	1,207	261
資産合計	<u>8,957,732,618</u>	<u>1,439,686,786</u>	<u>1,732,273,410</u>	<u>195,729,573</u>	<u>42,311,079</u>	<u>9,153,156</u>
負債						
未払費用(注8)	9,361,321	1,504,552	3,558,549	402,080	102,000	22,066
受益者への未払分配金	1,184,175	190,321	316,588	35,771	7,635	1,652
負債合計	<u>10,545,496</u>	<u>1,694,872</u>	<u>3,875,137</u>	<u>437,852</u>	<u>109,635</u>	<u>23,717</u>
純資産	<u>8,947,187,122</u>	<u>1,437,991,914</u>	<u>1,728,398,273</u>	<u>195,291,721</u>	<u>42,201,444</u>	<u>9,129,438</u>
発行済受益証券数	894,718,712,160口		172,839,827,298口		4,220,144,364口	
1口当り純資産価格	0.01	1.607円	0.01	1.130円	0.01	2.163円
	カナダドル マネー マーケット ファンド		NZドル マネー マーケット ファンド		結合	
	(カナダドル)	(千円)	(NZドル)	(千円)	(米ドル)	(千円)
資産						
投資有価証券一時価 (注2)	49,267,961	5,649,557	213,594,639	20,156,926	5,789,483,701	930,485,820
銀行預金	3,394	389	379,684	35,831	3,956,880	635,950
預金	19,118,000	2,192,261	76,980,000	7,264,603	4,622,583,215	742,941,574
未収収益	0	0	0	0	18,219	2,928
現金および現金等価物 に係る利息	1,085	124	4,295	405	466,109	74,913
資産合計	<u>68,390,440</u>	<u>7,842,332</u>	<u>290,958,618</u>	<u>27,457,765</u>	<u>10,416,508,124</u>	<u>1,674,141,186</u>
負債						
未払費用(注8)	179,950	20,635	776,606	73,288	12,506,800	2,010,093
受益者への未払分配金	94,681	10,857	46,093	4,350	1,504,386	241,785
負債合計	<u>274,631</u>	<u>31,492</u>	<u>822,699</u>	<u>77,638</u>	<u>14,011,186</u>	<u>2,251,878</u>
純資産	<u>68,115,809</u>	<u>7,810,840</u>	<u>290,135,919</u>	<u>27,380,127</u>	<u>10,402,496,938</u>	<u>1,671,889,308</u>
発行済受益証券数	6,811,580,886口		29,013,591,924口			
1口当り純資産価格	0.01	1.147円	0.01	0.944円		

添付の注記は当財務書類の一部である。

ノムラ外貨MMF
結合純資産変動計算書
2026年6月30日に終了した期間

	U S マネー マーケット ファンド	豪ドル マネー マーケット ファンド	英ポンド マネー マーケット ファンド	カナダドル マネー マーケット ファンド	N Z ドル マネー マーケット ファンド	結合
	(米ドル)	(豪ドル)	(英ポンド)	(カナダドル)	(N Z ドル)	(米ドル)
期首現在純資産	5,522,444,720	1,586,106,987	41,327,698	62,586,913	299,472,447	6,858,007,370
純投資収益／（損失）	39,731,987	4,084,942	100,416	(47,712)	(305,957)	42,465,432
当期実現純利益	74,094,797	26,065,786	531,068	554,653	3,112,485	94,857,030
当期末実現純利益／ （損失）	1,322,360	(1,878,216)	14,949	(34,409)	(415,326)	(207,324)
運用の結果による 純資産の増加	115,149,144	28,272,512	646,433	472,532	2,391,202	137,115,138
受益証券の発行手取金	5,205,402,075	384,237,802	49,050,427	39,889,706	79,891,276	5,607,508,786
受益証券の買戻支払金	(1,780,659,673)	(241,946,516)	(48,176,681)	(34,360,810)	(89,227,804)	(2,085,226,070)
受益証券取引による 受取／（支払）純額	3,424,742,402	142,291,286	873,746	5,528,896	(9,336,528)	3,522,282,716
受益者への支払分配金 （注10）	(115,149,144)	(28,272,512)	(646,433)	(472,532)	(2,391,202)	(137,115,138)
為替相場変動						22,206,852
期末現在純資産	8,947,187,122	1,728,398,273	42,201,444	68,115,809	290,135,919	10,402,496,938

添付の注記は当財務書類の一部である。

ノムラ外貨MMF
結合発行済受益証券数変動表
 2026年6月30日に終了した期間

	U S マネー マーケット ファンド	豪ドル マネー マーケット ファンド	英ポンド マネー マーケット ファンド	カナダドル マネー マーケット ファンド	N Z ドル マネー マーケット ファンド
期首現在発行済 受益証券数	552,244,471,976	158,610,698,695	4,132,769,815	6,258,691,277	29,947,244,687
発行受益証券数	520,540,207,467	38,423,780,206	4,905,042,624	3,988,970,641	7,989,127,639
買戻受益証券数	(178,065,967,283)	(24,194,651,603)	(4,817,668,075)	(3,436,081,032)	(8,922,780,402)
期末現在発行済 受益証券数	894,718,712,160	172,839,827,298	4,220,144,364	6,811,580,886	29,013,591,924

添付の注記は当財務書類の一部である。

[次へ](#)

ノムラ外貨MMF
財務書類に対する注記
2026年6月30日に終了した期間

注1－組織

ノムラ外貨MMF（「トラスト」）は、ルクセンブルグ大公国の法律に基づいてルクセンブルグにおいて設定されたアンブレラ・ファンド型の契約型投資信託（*fonds commun de placement à compartiments multiples*）であり、ルクセンブルグ大公国の法律に基づいて設立された株式会社（*société anonyme*）でありルクセンブルグ大公国に登録上の事務所を有するグローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー（「管理会社」）によって、その共有者（「受益者」）の利益のために管理運用される、譲渡性のある証券およびその他の資産からなる非法人形態の共有体を構成する。トラストの資産は、管理会社の資産および管理会社によって管理運用されるその他の投資信託の資産から分別されている。

管理会社は、2013年7月12日のオルタナティブ投資ファンド運用会社に関する法律（改正済）（「2013年法」）の第1条第46項に定義されるオルタナティブ投資ファンド運用会社である。

トラストは、2010年12月17日の投資信託に関する法律（随時改正済）（「2010年法」）のパートIIに従いルクセンブルグ大公国で設定され、2013年法の第1条第39項に定義されるオルタナティブ投資ファンドとしての資格を有している。

トラストは、マネー・マーケット・ファンドに関する2017年6月14日付欧州議会および欧州理事会規則（EU）2017/1131（以下「MMF規則」という。）に定義されるマネー・マーケット・ファンド（以下「マネー・マーケット・ファンド」または「MMF」という。）としての資格を有している。

トラストは、US マネー マーケット ファンドの名称で1991年11月14日にメモリアル・セ・ルクイ・デ・ソシエテ・エ・アソシアシオン（「メモリアル」）に公告されたトラストの約款に準拠して管理会社により設立された。約款の改正は、公示されている。1999年6月1日付の改正により、トラストはアンブレラ・ファンドとして再編成された。2001年6月2日付の改正により、トラストはトラスト名をノムラ外貨MMFに変更した。統合約款は、ルクセンブルグ地方裁判所の記録部に提出されており、閲覧およびその写しを入手することができる。

トラストの存続期間は無期限である。トラストは、管理会社と保管受託銀行との合意により随時償還することができる。また、トラストは、ルクセンブルグの法律により求められる場合には償還される。

受益証券は、トラストのもとで5つのサブ・ファンド証券：ノムラ外貨MMF－US マネー マーケット ファンド、ノムラ外貨MMF－豪ドル マネー マーケット ファンド、ノムラ外貨MMF－英ポンド マネー マーケット ファンド、ノムラ外貨MMF－カナダドル マネー マーケット ファンドおよびノムラ外貨MMF－NZドル マネー マーケット ファンド（総称して、および個々を「ファンド」という。）が発行されている。管理会社は、保管受託銀行の同意のもとに、随時新しいファンドを設立することができる。トラストは、米ドル建てで結合財務書類を作成している。

ノムラ外貨MMF－US マネー マーケット ファンドの投資目的は、元本の確保と流動性の維持を図りつつ、短期金利の水準に沿った安定した収益を追求することである。ファンドは、主に、EU加盟国の地方自治体、政府もしくは中央銀行、または日本、アメリカ合衆国その他の経済協力開発機構（「OECD」）加盟国の政府その他の中央政府もしくは中央銀行によって単独または共同で発行または保証される、高い信用度と流動性を有する米ドル建ての公債短期金融商品への分散投資、および現金、預金への投資により、この投資目的の達成を目指す。

ファンドは、高い信用度と流動性を有する公債短期金融商品に十分に担保されたレポ契約およびリバースレポ契約を締結することができる。

ファンドは、1口当たりコンスタントNAV（一定の純資産価格）を0.01米ドルに維持するために最善を尽くすことをその基本方針としている。ファンドの会計帳簿および記録は米ドルで記帳されている。

ノムラ外貨MMF－豪ドル マネー マーケット ファンドの投資目的は、元本の確保と流動性の維持を図りつつ、短期金利の水準に沿った安定した収益を追求することである。ファンドは、主に、EU加盟国の地方自治体、政府もしくは中央銀行、またはオーストラリアその他のOECD加盟国の政府その他の中央政府もしくは中央銀行によって単独または共同で発行または保証される、高い信用度と流動性を有する豪ドル建ての公債短期金融商品への分散投資、および現金、預金への投資により、この投資目的の達成を目指す。

ファンドは、高い信用度と流動性を有する公債短期金融商品に十分に担保されたレポ契約およびリバースレポ契約を締結することができる。

ファンドは、1口当たりコンスタントNAVを0.01豪ドルに維持するために最善を尽くすことをその基本方針としている。ファンドの会計帳簿および記録は豪ドルで記帳されている。

ノムラ外貨MMF－英ポンド マネー マーケット ファンドの投資目的は、元本の確保と流動性の維持を図りつつ、短期金利の水準に沿った安定した収益を追求することである。ファンドは、主に、EU加盟国の地方自治体、政府もしくは中央銀行、または英国その他のOECD加盟国の政府その他の中央政府もしくは中央銀行によって単独または共同で発行また

は保証される、高い信用度と流動性を有する英ポンド建ての公債短期金融商品への分散投資、および現金、預金への投資により、この投資目的の達成を目指す。

ファンドは、高い信用度と流動性を有する公債短期金融商品に十分に担保されたレポ契約およびリバースレポ契約を締結することができる。

ファンドは、1口当りコンスタントNAVを0.01英ポンドに維持するために最善を尽くすことをその基本方針としている。ファンドの会計帳簿および記録は英ポンドで記帳されている。

ノムラ外貨MMF－カナダドルマネーマーケットファンドの投資目的は、元本の確保と流動性の維持を図りつつ、短期金利の水準に沿った安定した収益を追求することである。ファンドは、主に、EU加盟国の地方自治体、政府もしくは中央銀行、またはカナダその他のOECD加盟国の政府その他の中央政府もしくは中央銀行によって単独または共同で発行または保証される、高い信用度と流動性を有するカナダドル建ての公債短期金融商品への分散投資、および現金、預金への投資により、この投資目的の達成を目指す。

ファンドは、高い信用度と流動性を有する公債短期金融商品に十分に担保されたレポ契約およびリバースレポ契約を締結することができる。

ファンドは、1口当りコンスタントNAVを0.01カナダドルに維持するために最善を尽くすことをその基本方針としている。ファンドの会計帳簿および記録はカナダドルで記帳されている。

ノムラ外貨MMF－NZドルマネーマーケットファンドの投資目的は、元本の確保と流動性の維持を図りつつ、短期金利の水準に沿った安定した収益を追求することである。ファンドは、主に、EU加盟国の地方自治体、政府もしくは中央銀行、またはニュージーランドその他のOECD加盟国の政府その他の中央政府もしくは中央銀行によって単独または共同で発行または保証される、高い信用度と流動性を有するNZドル建ての公債短期金融商品への分散投資、および現金、預金への投資により、この投資目的の達成を目指す。

ファンドは、高い信用度と流動性を有する公債短期金融商品に十分に担保されたレポ契約およびリバースレポ契約を締結することができる。

ファンドは、1口当りコンスタントNAVを0.01NZドルに維持するために最善を尽くすことをその基本方針としている。ファンドの会計帳簿および記録はNZドルで記帳されている。

注2－重要な会計方針

財務書類は、投資信託に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠して作成されており、以下の重要な会計方針が含まれている。

投資有価証券

各ファンドの資産は以下のとおり評価される。

(a) 短期金融商品（ならびに証券化商品およびABCP（資産担保コマーシャル・ペーパー））は償却原価法で評価される。

(b) 投資対象短期MMFの投資証券または受益証券は、これらの投資対象短期MMFによって報告されるその入手可能な最新の純資産価格で評価されるものとする。

(c) 手元現金、預金、手形および要求払約束手形、ならびに宣言または発生済みであるが未払いの売掛金、前払費用、現金配当および利息の価額は、それらの全額とみなされるものとする。ただし、全額の支払いまたは受領が見込まれない場合は除外されるものとし、除外される場合、かかる資産の価額は、管理会社がそれらの真の価額を反映するために適切と考える割引を行った後で決定されるものとする。

(d) 現金およびその他の流動資産は、額面額に経過利息を加え、評価される。

ファンドの組入証券は、時価評価またはMMF規則の許容する範囲において、モデル評価を使用して計算される1口当り純資産価格とコンスタントNAVとの間の乖離（以下「本差額」という。）が存在するかを判定するため、管理会社により、または管理会社の指示により日々監視される。本差額は監視され、管理会社のウェブサイトにおいて日々公表される。本差額が重大な希薄化またはその他の不公正な結果を受益者にもたらす可能性があるとして判定された場合、管理会社は、必要かつ適切であると判断する是正措置を行う。これには、(i) 売買益もしくは売買損を実現化させるため満期前の組入証券の売却または組入証券の平均満期を短くすること、分配の停止、または(ii) 時価評価またはMMF規則の許容する範囲において、モデル評価を使用して計算される1口当り純資産価格に基づく発行および買戻価格の決定が含まれる。

証券取引および投資収益

証券取引は、取引日に会計処理される。投資有価証券売却実現損益は、平均原価法で算出される。受取利息は、発生主義により計上される。償却プレミアムおよび稼得割引額は、投資有価証券売却実現損益および投資有価証券未実現純評価損益の変動に含まれている。

外貨換算

各ファンドの表示通貨以外の通貨建の資産および負債は、財務書類の日付現在の実勢為替レートで換算される。各ファンドの表示通貨以外の通貨建の収益および費用は、取引日現在の実勢為替レートで換算されている。

結合財務書類を米ドルで作成するにあたり、米ドル以外の通貨建の各ファンドの財務書類は、期末現在の実勢為替レートで換算されている。

2026年6月30日現在の為替レート：

1米ドル	=	1.45529 豪ドル
1米ドル	=	1.42335 カナダドル
1米ドル	=	0.87746 ユーロ
1米ドル	=	0.75566 英ポンド
1米ドル	=	1.76976 NZドル

為替相場変動

前年度の為替を適用した期首現在の純資産額との差額は、結合純資産変動計算書において為替相場変動として表示されている。

注3－管理報酬

管理会社は、各ファンド資産から関連する四半期中の各ファンドの日々の純資産総額の平均額の年率0.02%以下の管理報酬を四半期毎に後払いで受領する権利を有する。

2026年6月30日現在、US マネー マーケット ファンド、豪ドル マネー マーケット ファンド、英ポンド マネー マーケット ファンド、カナダドル マネー マーケット ファンドおよびNZドル マネー マーケット ファンドに関して適用された年率は、0.02%であった。

注4－投資顧問報酬

US マネー マーケット ファンドの投資顧問会社には、各四半期末に当該四半期中のファンドの日次純資産の平均額のうち2億5,000万米ドルまでは年率0.150%、次の2億5,000万米ドルについては当該純資産の年率0.125%、次の15億米ドルについては当該純資産の年率0.100%および20億米ドル超については当該純資産の年率0.075%の報酬がファンドの資産から支払われる。

豪ドル マネー マーケット ファンドの投資顧問会社には、各四半期末に当該四半期中のファンドの日次純資産の平均額のうち4億豪ドルまでは年率0.150%、次の4億豪ドルについては当該純資産の年率0.125%、次の24億豪ドルについては当該純資産の年率0.100%および32億豪ドル超については当該純資産の年率0.075%の報酬がファンドの資産から支払われる。

英ポンド マネー マーケット ファンドの投資顧問会社には、各四半期末に当該四半期中のファンドの日次純資産の平均額のうち1億5,000万英ポンドまでは年率0.150%、次の1億5,000万英ポンドについては当該純資産の年率0.125%、次の9億英ポンドについては当該純資産の年率0.100%および12億英ポンド超については当該純資産の年率0.075%の報酬がファンドの資産から支払われる。

カナダドル マネー マーケット ファンドの投資顧問会社には、各四半期末に当該四半期中のファンドの日次純資産の平均額のうち4億カナダドルまでは年率0.150%、次の4億カナダドルについては当該純資産の年率0.125%、次の24億カナダドルについては当該純資産の年率0.100%および32億カナダドル超については当該純資産の年率0.075%の報酬がファンドの資産から支払われる。

NZドル マネー マーケット ファンドの投資顧問会社には、各四半期末に当該四半期中のファンドの日次純資産の平均額のうち4億NZドルまでは年率0.150%、次の4億NZドルについては当該純資産の年率0.125%、次の24億NZドルについては当該純資産の年率0.100%および32億NZドル超については当該純資産の年率0.075%の報酬がファンドの資産から支払われる。

以下の年間報酬率は2008年12月19日から実施され、ファンドの7日間平均利回りがレター・アグリーメントのアペンディックスに定義される0.30%未満になった場合に、レター・アグリーメントのアペンディックスに規定された下記の段階的な引下げが行われる。

<u>7日間平均利回り</u>	<u>投資顧問報酬</u>
0.30%未満となった場合	0.075%
0.20%未満となった場合	0.055%
0.10%未満となった場合	0.035%
再度0.10%未満となった場合	0.015%
再度0.10%未満となった場合	0.000%

以下の年間報酬率は2010年10月27日から実施され、ファンドの7日間平均利回りがレター・アグリーメントのアペンディックスに定義される0.230%を超えた場合に、レター・アグリーメントのアペンディックスに規定された下記の段階的な引上げが行われる。

<u>7日間平均利回り</u>	<u>投資顧問報酬</u>
0.230%超となった場合	0.015%
0.250%超となった場合	0.035%
0.350%超となった場合	0.055%
0.450%超となった場合	0.075%
0.525%超となった場合	最大0.150%

ファンドの状況に応じて、引下げおよび引上げのプロセスが適用される。

2026年6月30日現在、U S マネー マーケット ファンド、豪ドル マネー マーケット ファンド、英ポンド マネー マーケット ファンド、カナダドル マネー マーケット ファンドおよびNZドル マネー マーケット ファンドに関して投資顧問報酬の引下げは適用されていなかった。

注5－保管報酬

保管受託銀行は、各ファンド資産から、関連するファンドの日々の純資産総額の平均額の年率0.040%以下の保管報酬を各四半期末毎に受領する権利を有する。保管受託銀行が負担したすべての合理的な立替費用（電話、テレックス、電報および郵便費用を含むがそれらに限定されない。）、ならびにファンド資産の保管が委託される銀行および他の金融機関の保管料は、ファンドが負担する。

以下の年間報酬率は2008年12月23日から実施され、ファンドの7日間平均利回りがレター・アグリーメントのアペンディックスに定義される0.30%未満になった場合に、レター・アグリーメントのアペンディックスに規定された下記の段階的な引下げが行われる。

<u>7日間平均利回り</u>	<u>保管報酬</u>
0.30%未満となった場合	0.032%
0.20%未満となった場合	0.024%
0.10%未満となった場合	0.016%
再度0.10%未満となった場合	0.008%
再度0.10%未満となった場合	0.000%

以下の年間報酬率は2010年10月27日から実施され、ファンドの7日間平均利回りがレター・アグリーメントのアペンディックスに定義される0.230%を超えた場合に、レター・アグリーメントのアペンディックスに規定された下記の段階的な引上げが行われる。

<u>7日間平均利回り</u>	<u>保管報酬</u>
0.230%超となった場合	0.008%
0.250%超となった場合	0.016%
0.350%超となった場合	0.024%
0.450%超となった場合	0.032%
0.525%超となった場合	0.040%

ファンドの状況に応じて、引下げおよび引上げのプロセスが適用される。

2026年6月30日現在、U S マネー マーケット ファンド、豪ドル マネー マーケット ファンド、英ポンド マネー マーケット ファンド、カナダドル マネー マーケット ファンドおよびN Zドル マネー マーケット ファンドに関して保管報酬の引下げは適用されていなかった。

注6－代行協会員報酬

日本における代行協会員は、各ファンドの純資産からファンドの日々の純資産の平均額の年率0.10%以下の報酬を受領する権利を有し、その報酬は毎月支払われる。

以下の年間報酬率は2008年12月19日から実施され、ファンドの7日間平均利回りがレター・アグリーメントのアペンディックスに定義される0.30%未満になった場合に、レター・アグリーメントのアペンディックスに規定された下記の段階的な引下げが行われる。

<u>7日間平均利回り</u>	<u>代行協会員報酬</u>
販売会社報酬を0.250%に引下げた後に0.30%未満となった場合	0.079%
0.20%未満となった場合	0.058%
0.10%未満となった場合	0.037%
再度0.10%未満となった場合	0.016%
再度0.10%未満となった場合	0.000%

以下の年間報酬率は2010年10月27日から実施され、ファンドの7日間平均利回りがレター・アグリーメントのアペンディックスに定義される0.230%を超えた場合に、レター・アグリーメントのアペンディックスに規定された下記の段階的な引上げが行われる。

<u>7日間平均利回り</u>	<u>代行協会員報酬</u>
0.230%超となった場合	0.016%
0.250%超となった場合	0.037%
0.350%超となった場合	0.058%
0.450%超となった場合	0.079%
0.525%超となった場合	0.100%

ファンドの状況に応じて、引下げおよび引上げのプロセスが適用される。

2026年6月30日現在、U S マネー マーケット ファンド、豪ドル マネー マーケット ファンド、英ポンド マネー マーケット ファンド、カナダドル マネー マーケット ファンドおよびN Zドル マネー マーケット ファンドに関して代行協会員報酬の引下げは適用されていなかった。

注7－販売会社報酬

日本における販売会社は、その販売会社により当該月中に販売され、買戻されなかった各ファンドの日々の純資産総額の平均額の年率0.40%以下の報酬を当該ファンドの資産から受領する権利を有し、その報酬は毎月支払われる。

以下の年間報酬率は2008年12月18日から実施され、ファンドの7日間平均利回りがレター・アグリーメントのアペンディックスに定義される0.45%未満になった場合に、レター・アグリーメントのアペンディックスに規定された下記の段階的な引下げが行われる。

7日間平均利回り	販売会社報酬
0.45%未満となった場合	0.350%
0.40%未満となった場合	0.300%
0.35%未満となった場合	0.250%
0.30%未満となった場合	0.198%
0.20%未満となった場合	0.146%
0.10%未満となった場合	0.094%
再度0.10%未満となった場合	0.042%
再度0.10%未満となった場合	0.000%

以下の年間報酬率は2010年10月27日から実施され、ファンドの7日間平均利回りがレター・アグリーメントのアペンディックスに定義される0.230%を超えた場合に、レター・アグリーメントのアペンディックスに規定された下記の段階的な引上げが行われる。

7日間平均利回り	販売会社報酬
0.230%超となった場合	0.042%
0.250%超となった場合	0.094%
0.350%超となった場合	0.146%
0.450%超となった場合	0.198%
0.525%超となった場合	0.250%
再度0.525%超となった場合	0.300%
再度0.525%超となった場合	0.350%
0.575%超となった場合	0.400%

ファンドの状況に応じて、引下げおよび引上げのプロセスが適用される。

2026年6月30日現在、U S マネー マーケット ファンド、豪ドル マネー マーケット ファンド、英ポンド マネー マーケット ファンド、カナダドル マネー マーケット ファンドおよびN Zドル マネー マーケット ファンドに関して販売会社報酬の引下げは適用されていなかった。

注8－未払費用

ノムラ外貨 MMF－	U S マネー マーケット ファンド	豪ドル マネー マーケット ファンド	英ポンド マネー マーケット ファンド	カナダドル マネー マーケット ファンド	N Zドル マネー マーケット ファンド	結合
	(米ドル)	(豪ドル)	(英ポンド)	(カナダドル)	(N Zドル)	(米ドル)
管理報酬および 投資顧問報酬	2,151,704	591,592	17,887	28,669	123,986	2,672,086
販売会社報酬およ び代行協会員報酬	3,700,541	710,588	17,352	27,637	132,064	4,305,823
保管報酬	833,613	172,197	4,208	6,745	29,173	978,729
コルレス銀行報酬	0	61,233	0	16,809	26,507	68,863
海外登録費用	0	93,261	0	0	36,527	84,724
現金支出費	104,201	21,524	526	843	3,646	122,340
専門家報酬	0	114,596	0	0	16,425	88,025
年次税	223,680	58,958	1,577	1,973	7,273	271,776
その他の費用	2,347,582	1,734,600	60,450	97,274	401,005	3,914,434
	9,361,321	3,558,549	102,000	179,950	776,606	12,506,800

注9－受益証券の発行および買戻し

発行および買戻しの申し込みは、全てのファンドで各取引日にファンドに対して行うことができる。

注10－分配金の分配および再投資

管理会社は、受益証券の1口当り純資産価格を、US マネー マーケット ファンドについては0.01米ドル、豪ドル マネー マーケット ファンドについては0.01豪ドル、英ポンド マネー マーケット ファンドについては0.01英ポンド、カナダドル マネー マーケット ファンドについては0.01カナダドルおよびNZドル マネー マーケット ファンドについては0.01NZドルに維持するために必要な額を分配金として日々分配を行う予定である。

毎月、最終取引日（「再投資日」）において、宣言済、計上済で未払いのすべての分配金は、再投資日の直前の取引日に決定される1口当り純資産価格で自動的に再投資され、追加受益証券が発行される。

分配の結果、ファンドの純資産総額が2010年法で規定されている最低額を下回る場合、分配は行われない。

注11－税金

トラストは、ルクセンブルグの法令に従って課税される。ルクセンブルグの現行法規に従い、ファンドはその純資産に対し年率0.01%の年次税（*taxe d'abonnement*）を課され、四半期毎に計算し支払う。

[次へ](#)

(2) 投資有価証券明細表等

ノムラ外貨MMF－U S マネー マーケット ファンド

投資有価証券明細表

2026年6月30日現在

(米ドル (USD) で表示)

通貨	額面価額 ⁽¹⁾	銘柄	取得価額	時価	純資産に占める割合(%)
他の規制ある市場で取引されている譲渡性のある証券					
フランス					
ユーロ・コマーシャル・ペーパー					
USD	150,000,000	AGENCE CENTRALE ORG CP 06/07/26	149,892,074	149,922,909	1.67
USD	100,000,000	AGENCE CENTRALE ORG CP 07/07/26	99,026,021	99,935,782	1.12
USD	90,000,000	AGENCE CENTRALE ORG CP 10/07/26	89,123,642	89,913,327	1.00
USD	56,000,000	AGENCE CENTRALE ORG CP 08/07/26	55,449,159	55,957,628	0.63
USD	55,000,000	AGENCE CENTRALE ORG CP 15/07/26	54,459,585	54,917,763	0.61
USD	50,000,000	AGENCE CENTRALE ORG CP 27/07/26	49,513,878	49,861,108	0.56
USD	42,000,000	AGENCE CENTRALE ORG CP 21/07/26	41,586,373	41,910,081	0.47
			539,050,732	542,418,598	6.06
フランス合計			539,050,732	542,418,598	6.06
ドイツ					
ユーロ・コマーシャル・ペーパー					
USD	200,000,000	LANDWIRTSCHAFT RENTENBK CP 14/07/26	199,711,473	199,732,081	2.24
USD	120,000,000	KFW CP 12/08/26	118,860,818	119,485,530	1.35
USD	105,000,000	KFW CP 16/09/26	104,005,934	104,168,009	1.16
USD	94,000,000	LANDESKREDBK BAD WURTT CP 19/08/26	93,114,789	93,528,528	1.05
USD	92,000,000	KFW CP 12/08/26	91,132,470	91,603,953	1.02
USD	89,000,000	KFW CP 16/07/26	88,164,718	88,862,316	0.99
USD	90,000,000	KFW CP 12/11/26	88,293,964	88,764,277	0.99
USD	75,000,000	FMS WERTMANAGEMENT CP 15/07/26	74,300,017	74,892,310	0.84
USD	74,000,000	KFW CP 26/08/26	73,529,789	73,568,331	0.82
USD	60,000,000	LANDESKREDBK BAD WURTT CP 24/07/26	59,096,319	59,861,436	0.67
USD	54,000,000	LANDESKREDBK BAD WURTT CP 09/07/26	53,188,870	53,956,740	0.60
USD	50,000,000	KFW CP 04/12/26	49,053,693	49,193,312	0.55
USD	47,000,000	KFW CP 23/07/26	46,696,821	46,894,128	0.52
USD	45,000,000	FMS WERTMANAGEMENT CP 07/07/26	44,581,685	44,972,419	0.50
USD	45,000,000	KFW CP 10/07/26	44,580,010	44,958,463	0.50
USD	45,000,000	KFW CP 03/08/26	44,301,646	44,850,353	0.50
USD	45,000,000	KFW CP 17/08/26	44,580,234	44,783,198	0.50
USD	45,000,000	LANDESKREDBK BAD WURTT CP 17/08/26	44,565,952	44,782,976	0.50
USD	45,000,000	LANDESKREDBK BAD WURTT CP 24/08/26	44,567,105	44,751,316	0.50
USD	45,000,000	LANDESKREDBK BAD WURTT CP 05/10/26	44,430,731	44,555,693	0.50
USD	45,000,000	KFW CP 09/10/26	44,162,310	44,539,731	0.50
USD	45,000,000	KFW CP 19/10/26	44,138,749	44,487,905	0.50
USD	45,000,000	LANDESKREDBK BAD WURTT CP 27/10/26	44,149,425	44,451,542	0.50
USD	45,000,000	LANDESKREDBK BAD WURTT CP 26/10/26	44,417,100	44,450,005	0.50
USD	45,000,000	LANDESKREDBK BAD WURTT CP 11/12/26	44,136,217	44,230,620	0.49
USD	40,000,000	FMS WERTMANAGEMENT CP 30/07/26	39,493,156	39,879,521	0.45
USD	40,000,000	LANDESKREDBK BAD WURTT CP 15/10/26	39,495,402	39,561,579	0.44
USD	40,000,000	LANDESKREDBK BAD WURTT CP 02/12/26	39,240,019	39,360,453	0.44
			1,789,989,416	1,799,126,725	20.12
ドイツ合計			1,789,989,416	1,799,126,725	20.12

通貨	額面価額 ⁽¹⁾	銘柄	取得価額	時価	純資産に占める割合(%)
他の規制ある市場で取引されている譲渡性のある証券（続き）					
ルクセンブルグ					
ユーロ・コマーシャル・ペーパー					
USD	130,000,000	EUROPEAN INVEST BANK CP 15/09/26	128,779,033	128,991,375	1.45
USD	96,000,000	EUROPEAN INVEST BANK CP 04/09/26	95,100,770	95,364,674	1.07
USD	95,000,000	EUROPEAN INVEST BANK CP 23/07/26	94,115,005	94,786,045	1.06
USD	90,000,000	EUROPEAN INVEST BANK CP 21/07/26	89,161,584	89,815,733	1.00
USD	90,000,000	EUROPEAN INVEST BANK CP 27/07/26	89,161,584	89,760,453	1.00
USD	90,000,000	EUROPEAN INVEST BANK CP 02/09/26	89,154,714	89,421,163	1.00
USD	90,000,000	EUROPEAN INVEST BANK CP 08/09/26	88,586,504	89,366,680	1.00
USD	90,000,000	EUROPEAN INVEST BANK CP 17/09/26	89,156,971	89,285,258	1.00
USD	85,000,000	EUROPEAN INVEST BANK CP 09/09/26	84,203,806	84,394,200	0.94
USD	57,000,000	EUROPEAN INVEST BANK CP 13/07/26	56,470,417	56,930,165	0.64
USD	55,000,000	EUROPEAN INVEST BANK CP 17/08/26	54,140,756	54,737,763	0.61
USD	50,000,000	EUROPEAN INVEST BANK CP 27/07/26	49,241,139	49,870,195	0.56
USD	47,000,000	EUROPEAN INVEST BANK CP 01/10/26	46,168,845	46,552,829	0.52
USD	46,000,000	EUROPEAN INVEST BANK CP 27/07/26	45,303,565	45,880,084	0.51
USD	45,000,000	EUROPEAN INVEST BANK CP 31/07/26	44,429,354	44,859,677	0.50
USD	45,000,000	EUROPEAN INVEST BANK CP 24/08/26	44,295,117	44,752,833	0.50
USD	45,000,000	EUROPEAN INVEST BANK CP 01/10/26	44,260,360	44,574,707	0.50
USD	40,000,000	EUROPEAN INVEST BANK CP 28/08/26	39,624,317	39,763,157	0.44
USD	40,000,000	EUROPEAN INVEST BANK CP 08/09/26	39,519,422	39,718,984	0.44
ルクセンブルグ合計			1,310,873,263	1,318,825,975	14.74
			1,310,873,263	1,318,825,975	14.74
オランダ					
ユーロ・コマーシャル・ペーパー					
USD	200,000,000	NEDERLAND WATERSCHAP CP 07/07/26	199,774,144	199,876,807	2.24
USD	180,000,000	NEDERLAND WATERSCHAP CP 02/07/26	179,870,943	179,981,563	2.01
USD	150,000,000	NEDERLAND WATERSCHAP CP 07/07/26	149,679,997	149,908,570	1.67
USD	150,000,000	NEDERLAND WATERSCHAP CP 13/07/26	149,528,735	149,817,575	1.67
USD	108,000,000	BNG BANK NV CP 01/07/26	107,846,289	108,000,000	1.21
USD	90,000,000	NEDERLAND WATERSCHAP CP 28/09/26	89,101,339	89,183,869	1.00
USD	48,000,000	BNG BANK NV CP 10/09/26	47,549,181	47,652,085	0.53
オランダ合計			923,350,628	924,420,469	10.33
			923,350,628	924,420,469	10.33
イギリス					
ユーロ・コマーシャル・ペーパー					
USD	157,000,000	BANK OF ENGLAND CP 06/07/26	156,775,941	156,919,979	1.75
イギリス合計			156,775,941	156,919,979	1.75
			156,775,941	156,919,979	1.75
他の規制ある市場で取引されている譲渡性のある証券合計			4,720,039,980	4,741,711,746	53.00
			4,720,039,980	4,741,711,746	53.00
投資有価証券合計			4,720,039,980	4,741,711,746	53.00
			4,720,039,980	4,741,711,746	53.00

(1) 額面価額は証券の原通貨で表示される。

添付の注記は当財務書類の一部である。

ノムラ外貨MMF－U S マネー マーケット ファンド

投資有価証券の業種別および地域別分布表

2026年6月30日現在

業種別および地域別	純資産に占める割合(%)
フランス	
金融	6.06
	6.06
ドイツ	
金融	20.12
	20.12
ルクセンブルグ	
国際機関	14.74
	14.74
オランダ	
金融	10.33
	10.33
イギリス	
金融	1.75
	1.75
投資合計	53.00

ノムラ外貨MMF－豪ドル マネー マーケット ファンド

投資有価証券明細表

2026年6月30日現在

（豪ドル（AUD）で表示）

通貨	額面価額(1)	銘柄	取得価額	時価	純資産に占める割合(%)
他の規制ある市場で取引されている譲渡性のある証券					
オーストラリア					
短期国債					
AUD	150,000,000	AUSTRALIA T-BILL 0% 21/08/26	148,744,838	149,085,526	8.62
AUD	81,000,000	AUSTRALIA T-BILL 0% 24/07/26	80,213,387	80,779,315	4.67
AUD	17,000,000	AUSTRALIA T-BILL 0% 11/09/26	16,841,894	16,852,160	0.98
			245,800,119	246,717,001	14.27
		オーストラリア合計	245,800,119	246,717,001	14.27
フランス					
ユーロ・コマーシャル・ペーパー					
AUD	80,000,000	AGENCE CENTRALE ORG CP 29/09/26	79,079,471	79,099,483	4.58
			79,079,471	79,099,483	4.58
		フランス合計	79,079,471	79,099,483	4.58
ドイツ					
ユーロ・コマーシャル・ペーパー					
AUD	100,000,000	FMS WERTMANAGEMENT CP 13/07/26	99,227,958	99,852,945	5.77
AUD	100,000,000	FMS WERTMANAGEMENT CP 13/07/26	99,250,114	99,852,481	5.77
AUD	100,000,000	FMS WERTMANAGEMENT CP 12/08/26	98,859,947	99,485,137	5.76
AUD	100,000,000	LANDESKREDBK BAD WURTT CP 26/08/26	98,875,565	99,315,561	5.75
AUD	100,000,000	KFW CP 28/09/26	98,839,411	98,901,145	5.72
AUD	60,000,000	LANDESKREDBK BAD WURTT CP 28/08/26	59,323,840	59,573,725	3.45
AUD	60,000,000	KFW CP 11/09/26	59,320,842	59,468,485	3.44
AUD	50,000,000	KFW CP 10/07/26	49,463,608	49,946,950	2.89
AUD	50,000,000	KFW CP 23/07/26	49,447,781	49,866,496	2.89
AUD	50,000,000	FMS WERTMANAGEMENT CP 19/08/26	49,431,537	49,697,232	2.88
AUD	50,000,000	KFW CP 29/09/26	49,436,533	49,448,783	2.86
			811,477,136	815,408,940	47.18
		ドイツ合計	811,477,136	815,408,940	47.18
オランダ					
ユーロ・コマーシャル・ペーパー					
AUD	100,000,000	BNG BANK NV CP 15/09/26	98,875,565	99,071,119	5.73
			98,875,565	99,071,119	5.73
		オランダ合計	98,875,565	99,071,119	5.73
		他の規制ある市場で取引されている譲渡性のある証券合計	1,235,232,291	1,240,296,543	71.76
投資有価証券合計			1,235,232,291	1,240,296,543	71.76

(1) 額面価額は証券の原通貨で表示される。

添付の注記は当財務書類の一部である。

ノムラ外貨MMF－豪ドル マネー マーケット ファンド

投資有価証券の業種別および地域別分布表

2026年6月30日現在

業種別および地域別	純資産に占める割合(%)
オーストラリア	
中央、州、地方政府	14.27
	14.27
フランス	
金融	4.58
	4.58
ドイツ	
金融	47.18
	47.18
オランダ	
金融	5.73
	5.73
投資合計	71.76

ノムラ外貨MMF－英ポンド マネー マーケット ファンド

投資有価証券明細表

2026年6月30日現在

（英ポンド（GBP）で表示）

通貨	額面価額 ⁽¹⁾	銘柄	取得価額	時価	純資産に占める割合(%)
公認の証券取引所への上場を認可された譲渡性のある証券					
ドイツ					
固定利付債					
GBP	1,200,000	KFW 1.2500% 31/07/26 EMTN	1,186,920	1,197,607	2.84
			1,186,920	1,197,607	2.84
		ドイツ合計	1,186,920	1,197,607	2.84
		公認の証券取引所への上場を認可された譲渡性のある証券合計	1,186,920	1,197,607	2.84
他の規制ある市場で取引されている譲渡性のある証券					
フランス					
ユーロ・コマーシャル・ペーパー					
GBP	3,000,000	AGENCE CENTRALE ORG CP 03/09/26	2,971,667	2,979,158	7.06
			2,971,667	2,979,158	7.06
		フランス合計	2,971,667	2,979,158	7.06
ドイツ					
ユーロ・コマーシャル・ペーパー					
GBP	5,000,000	LANDESKREDBK BAD WURTT CP 12/08/26	4,951,081	4,977,667	11.80
			4,951,081	4,977,667	11.80
		ドイツ合計	4,951,081	4,977,667	11.80
イギリス					
短期国債					
GBP	6,000,000	UK T-BILL 0% 27/07/26	5,924,331	5,983,625	14.17
GBP	3,827,000	UK T-BILL 0% 01/09/26	3,790,030	3,802,085	9.01
GBP	3,000,000	UK T-BILL 0% 13/07/26	2,970,598	2,996,123	7.10
GBP	2,000,000	UK T-BILL 0% 10/08/26	1,980,692	1,991,513	4.72
GBP	2,000,000	UK T-BILL 0% 24/08/26	1,981,071	1,988,643	4.71
GBP	1,825,000	UK T-BILL 0% 17/08/26	1,807,337	1,815,877	4.30
GBP	1,000,000	UK T-BILL 0% 28/09/26	990,517	990,726	2.35
GBP	1,000,000	UK T-BILL 0% 05/10/26	989,057	989,995	2.35
GBP	669,000	UK T-BILL 0% 14/09/26	662,590	663,717	1.57
			21,096,223	21,222,304	50.28
		イギリス合計	21,096,223	21,222,304	50.28
		他の規制ある市場で取引されている譲渡性のある証券合計	29,018,971	29,179,129	69.14
投資有価証券合計			30,205,891	30,376,736	71.98

(1) 額面価額は証券の原通貨で表示される。

添付の注記は当財務書類の一部である。

ノムラ外貨MMF－英ポンド マネー マーケット ファンド

投資有価証券の業種別および地域別分布表

2026年6月30日現在

業種別および地域別	純資産に占める割合(%)
フランス	
金融	7.06
	7.06
ドイツ	
金融	14.64
	14.64
イギリス	
中央、州、地方政府	50.28
	50.28
投資合計	71.98

ノムラ外貨MMF－カナダドル マネー マーケット ファンド

投資有価証券明細表

2026年6月30日現在

（カナダドル（CAD）で表示）

通貨	額面価額 ⁽¹⁾	銘柄	取得価額	時価	純資産に占める割合(%)
公認の証券取引所への上場を認可された譲渡性のある証券					
カナダ					
短期国債					
CAD	10,000,000	CANADA T-BILL 0% 29/07/26	9,951,500	9,981,999	14.64
CAD	9,100,000	CANADA T-BILL 0% 15/07/26	9,052,258	9,091,638	13.34
CAD	9,000,000	CANADA T-BILL 0% 09/09/26	8,947,140	8,960,503	13.15
CAD	7,000,000	CANADA T-BILL 0% 02/07/26	6,957,550	6,999,132	10.28
CAD	6,000,000	CANADA T-BILL 0% 26/08/26	5,964,960	5,978,622	8.78
CAD	4,000,000	CANADA T-BILL 0% 12/08/26	3,975,370	3,989,228	5.86
CAD	2,200,000	CANADA T-BILL 0% 21/10/26	2,180,200	2,184,165	3.21
CAD	1,000,000	CANADA T-BILL 0% 04/11/26	991,290	992,099	1.46
CAD	1,000,000	CANADA T-BILL 0% 18/11/26	990,390	991,201	1.46
CAD	100,000	CANADA T-BILL 0% 07/10/26	98,937	99,374	0.15
			49,109,595	49,267,961	72.33
カナダ合計			49,109,595	49,267,961	72.33
公認の証券取引所への上場を認可された譲渡性のある証券合計			49,109,595	49,267,961	72.33
投資有価証券合計			49,109,595	49,267,961	72.33

(1) 額面価額は証券の原通貨で表示される。

添付の注記は当財務書類の一部である。

ノムラ外貨MMF－カナダドル マネー マーケット ファンド

投資有価証券の業種別および地域別分布表

2026年6月30日現在

業種別および地域別	純資産に占める割合(%)
カナダ	
中央、州、地方政府	72.33
	72.33
投資合計	72.33

ノムラ外貨MMF－NZドル マネー マーケット ファンド

投資有価証券明細表

2026年6月30日現在

(NZドル (NZD) で表示)

通貨	額面価額 ⁽¹⁾	銘柄	取得価額	時価	純資産に占める割合(%)
他の規制ある市場で取引されている譲渡性のある証券					
ドイツ					
ユーロ・コマーシャル・ペーパー					
NZD	20,000,000	KFW CP 24/07/26	19,870,911	19,967,374	6.88
NZD	20,000,000	KFW CP 12/08/26	19,866,818	19,939,853	6.87
NZD	20,000,000	LANDESKREDBK BAD WURTT CP 03/09/26	19,870,006	19,909,569	6.86
NZD	20,000,000	KFW CP 16/09/26	19,864,458	19,886,557	6.85
			79,472,193	79,703,353	27.46
		ドイツ合計	79,472,193	79,703,353	27.46
オランダ					
ユーロ・コマーシャル・ペーパー					
NZD	20,000,000	BNG BANK NV CP 21/07/26	19,914,258	19,972,341	6.89
NZD	20,000,000	BNG BANK NV CP 08/09/26	19,870,511	19,902,883	6.86
			39,784,769	39,875,224	13.75
		オランダ合計	39,784,769	39,875,224	13.75
ニュージーランド					
短期国債					
NZD	40,680,000	NEW ZEALND TBILL 0% 01/07/26	40,460,832	40,680,000	14.03
NZD	26,500,000	NEW ZEALND TBILL 0% 26/08/26	26,364,420	26,398,259	9.10
NZD	25,000,000	NEW ZEALND TBILL 0% 29/07/26	24,805,379	24,953,683	8.60
NZD	2,000,000	NEW ZEALND TBILL 0% 21/10/26	1,982,844	1,984,120	0.68
			93,613,475	94,016,062	32.41
		ニュージーランド合計	93,613,475	94,016,062	32.41
		他の規制ある市場で取引されている 譲渡性のある証券合計	212,870,437	213,594,639	73.62
		投資有価証券合計	212,870,437	213,594,639	73.62

(1) 額面価額は証券の原通貨で表示される。

添付の注記は当財務書類の一部である。

ノムラ外貨MMF－NZドル マネー マーケット ファンド

投資有価証券の業種別および地域別分布表

2026年6月30日現在

業種別および地域別	純資産に占める割合(%)
ドイツ	
金融	27.46
	27.46
オランダ	
金融	13.75
	13.75
ニュージーランド	
中央、州、地方政府	32.41
	32.41
投資合計	73.62

[次へ](#)

4 管理会社の概況

（１）資本金の額

払込済資本金は375,000ユーロ（約6,942万円）で、2026年7月末日現在全額払込済です。なお、1株25,000ユーロ（約463万円）の記名式株式15株を発行済です。

（注）ユーロの円貨換算は、2026年7月31日現在における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1ユーロ＝185.12円）によります。以下同じです。

（２）事業の内容及び営業の状況

管理会社（その単独株主はノムラ・バンク・ルクセンブルクS.A.）は1991年7月8日付公正証書（1991年8月16日に官報である「メモリアル」に公告）によりルクセンブルグ大公国の法律に基づき株式会社として設立されました。管理会社の統合定款は、ルクセンブルグ商業および法人登記所（以下「RCS」といいます。）に預託されています（同所にて、閲覧および写しの入手が可能）。管理会社は期間を無期限として設立されました。その登記上の事務所および本店は、ルクセンブルグ大公国 エスペランジュ L-5826 ガスペリッシュ通り33番 A棟です。管理会社は、商業登記簿を登録第B37 359号としてRCSに登録しています。

管理会社は、（i）2010年12月17日の投資信託に関するルクセンブルグ法（改正済）（以下「2010年法」といいます。）第15章に定義される管理会社として、および（ii）2013年7月12日のオルタナティブ投資ファンド運用会社に関するルクセンブルグ法（改正済）（以下「2013年法」といいます。）第1条第46項に定義されるオルタナティブ投資ファンド運用会社（以下「AIFM」といいます。）として、認可されています。

管理会社の主な目的は、以下のとおりです。

- ・2010年法第101条第2項および同法別紙IIに基づき、EU指令2009/65/ECに従い認可されルクセンブルグ国内外において設立された譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託（以下「UCITS」といいます。）の管理、およびEU指令2009/65/ECに従い認可されていないルクセンブルグ国内外において設立された投資信託（以下「UCI」といいます。）の付加的な管理を行うこと
- ・ルクセンブルグ国内外において設立された、オルタナティブ投資ファンド運用会社に関する2011年6月8日付欧州議会および理事会指令2011/61/EU（以下「AIFMD」といいます。）に定義されるオルタナティブ投資ファンド（以下「AIF」といいます。）に関し、2013年法第5条第2項および同法別紙Iに基づくAIFの資産に関する運用、管理、販売およびその他の業務を行うこと

なお、管理会社は、(a) 顧客ごとのポートフォリオの一任運用、(b) 投資助言、(c) 投資信託の受益証券の保管および管理または(d) 2013年法第5条第4項に企図される金融商品に関する注文の受理および送信のサービスを提供しません。

管理会社はまた、自らが業務（所在地および管理支援サービスを含みます。）を行うUCITS、UCIおよびAIFの子会社に対して上記の運用、管理および販売業務を行うこともできます。

管理会社は、業務の無償提供および／または支店開設を通じ、ルクセンブルグ国外において許可を受けた活動を行うこともできます。

管理会社は、2010年法および2013年法の定める範囲内であれば、これらにより認められる最大限の範囲まで、その目的の達成に直接もしくは間接的に関連し、ならびに／またはこれに有益および／もしくは必要とみなされるあらゆることを実行することができます。

管理会社は、ファンドの運用およびファンド証券の発行、買戻し等のファンドの管理を行います。管理会社は投資顧問業務をノムラ・アセット・マネジメント・UK・リミテッドに委託しており、また、ファンド資産の保管業務、純資産価格の計算その他の管理業務をノムラ・バンク・ルクセンブルクS.A.に委託しています。

管理会社は、2026年7月末日現在、以下の投資信託の管理・運用を行っており、その管理投資信託財産額は約2.5兆円です。

国別（設立国）	種類別（基本的性格）	本数	純資産額の合計（通貨別）
ルクセンブルグ	MMF	1	1,735,601,775.83豪ドル
		1	67,758,649.79カナダドル
		1	43,043,060.15英ポンド
		1	294,558,134.86NZドル
		2	10,286,798,265.53米ドル
ルクセンブルグ	その他	5	295,276,093.12豪ドル
		2	3,669,294.05カナダドル
		8	11,663,584.72スイスフラン
		15	163,991,494.52ユーロ
		5	5,877,207.81英ポンド
		15	214,279,916,382円
		1	25,955,852.29メキシコ・ペソ
		4	114,244,302.89NZドル
		1	2,657,453,575.23トルコ・リラ
		21	1,198,637,926.32米ドル
ケイマン	その他	3	149,147,026.56豪ドル
		2	141,627,879.20ユーロ
		3	48,516,963.93NZドル
		7	289,557,902.89米ドル

（注）スイスフラン、メキシコ・ペソおよびトルコ・リラの円貨換算は、2026年7月31日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1スイスフラン＝199.28円、1メキシコ・ペソ＝9.27円および1トルコ・リラ＝3.39円）によります。

（３）その他

本書提出前6か月以内において、訴訟事件その他管理会社に重要な影響を与えた事実および与えることが予想される事実はありません。

[次へ](#)

5 管理会社の経理の概況

- a. 管理会社の直近2事業年度の日本語の財務書類は、ルクセンブルグにおける法令に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものです。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第328条第5項ただし書の規定の適用によるものです。
- b. 管理会社の原文の財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）であるケーピーエムジー オーディット エス・アー・エール・エルから監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの（訳文を含む。）が当該財務書類に添付されています。
- c. 管理会社の原文の財務書類は、ユーロで表示されています。日本語の財務書類には、主要な金額について円貨換算が併記されています。日本円による金額は、2026年7月31日現在における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1ユーロ＝185.12円）で換算されています。なお、千円未満の金額は四捨五入されています。

[次へ](#)

(1) 資産及び負債の状況

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー

要約貸借対照表

2026年3月31日現在

(ユーロで表示)

	注記	2026年3月31日		2025年3月31日	
		(ユーロ)	(千円)	(ユーロ)	(千円)
資産					
D. 流動資産					
II. 債権					
a) 1年以内期限到来	3、10	1,416,878	262,292	975,254	180,539
IV. 銀行預金および手許現金	10	10,970,595	2,030,877	11,537,859	2,135,888
E. 前払金					
		258,996	47,945	49,874	9,233
資産合計		12,646,469	2,341,114	12,562,987	2,325,660
資本金、準備金および負債					
A. 資本金および準備金					
I. 払込済資本金	4	375,000	69,420	375,000	69,420
IV. 準備金	5	1,632,500	302,208	1,582,500	292,952
V. 繰越損益	5	8,973,793	1,661,229	8,969,029	1,660,347
VI. 当期損益		778,758	144,164	804,764	148,978
		11,760,051	2,177,021	11,731,293	2,171,697
C. 債務					
b) 1年以内期限到来	7	886,418	164,094	831,694	153,963
		886,418	164,094	831,694	153,963
資本金、準備金および負債合計		12,646,469	2,341,114	12,562,987	2,325,660

添付の注記は当財務書類の一部である。

(2) 損益の状況

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー

要約損益計算書

2026年3月31日に終了した年度

(ユーロで表示)

	注記	2026年3月31日		2025年3月31日	
		(ユーロ)	(千円)	(ユーロ)	(千円)
1から5. 総損益	8、10	2,434,294	450,637	2,211,254	409,347
6. 人件費		(1,502,351)	(278,115)	(1,389,901)	(257,298)
a) 賃金および給与	9	(1,354,882)	(250,816)	(1,265,159)	(234,206)
b) 社会保障費	9	(147,469)	(27,299)	(124,742)	(23,092)
i) 年金に関するもの		(92,438)	(17,112)	(79,731)	(14,760)
ii) その他の社会保障費		(55,031)	(10,187)	(45,011)	(8,332)
8. その他の営業費用		(40,000)	(7,405)	(40,000)	(7,405)
10. 固定資産の一部を構成するその他の投資、その他の有価証券および貸付金からの収益					
a) 関連会社によるもの	10	127,535	23,609	283,510	52,483
b) a) に含まれないその他の収益		20,535	3,801	2,824	523
14. 未払利息および類似の費用					
a) 関連会社に関連するもの	10	(310)	(57)	(1)	(0)
b) その他の利息および類似の費用		(5,786)	(1,071)	(3,133)	(580)
15. 損益に係る税金	6	(255,159)	(47,235)	(262,464)	(48,587)
16. 税引後損益		778,758	144,164	802,089	148,483
17. 1から16の科目に含まれないその他の税金	6	—	—	2,675	495
18. 当期損益		<u>778,758</u>	<u>144,164</u>	<u>804,764</u>	<u>148,978</u>

添付の注記は当財務書類の一部である。

[次へ](#)

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー

財務書類に対する注記

2026年3月31日に終了した年度

注1－一般事項

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー（「当社」）は、ルクセンブルグ法に準拠する株式会社（「Société Anonyme」）としてルクセンブルグにおいて1991年7月8日に設立され、「ルクセンブルグ B37 359」の商業登記番号を有している。

当社の登記上の所在地は、ルクセンブルグ大公国 エスペランジュ L-5826 ガスペリッシュ通り33番A棟である。

当社の主要事業は、投資信託の設定、管理および運用であり、それによって、「総損益」として要約損益計算書に開示されている管理報酬を受領する。

当社は、オルタナティブ投資ファンド運用会社（AIFM）としてのライセンスを2014年2月14日付で得ている。さらに当社は、2010年12月17日法（修正済）第15章に基づくライセンスを2017年11月16日付でCSSFから得ている。非伝統的資産に投資する投資信託の運用を行うため、当社のAIFMライセンスの範囲は2020年7月10日付で拡大された。

当社は、当社が子会社としてその一部を形成する最大の組織である野村ホールディングス株式会社の連結決算の対象になっている。野村ホールディングス株式会社の登記上の事務所は東京に所在しており、その連結財務書類は、〒103-8645 日本国東京都中央区日本橋一丁目13番1号において入手可能である。

さらに、当社は、上記の段落で言及した組織中、最小の組織であるノムラ・ヨーロッパ・ホールディングス・ピーエルシーの連結決算の対象にもなっており、子会社としてその一部を形成している。ノムラ・ヨーロッパ・ホールディングス・ピーエルシーの登記上の事務所はロンドンに所在しており、その連結財務書類は、イギリスEC4R 3ABロンドン、エンジェル・レーン1において入手可能である。

注2－重要な会計方針の要約

作成の基準

当社の事業年度は、毎年4月1日に開始し、3月31日に終了する。

当社の財務書類は、ルクセンブルグの法令上の要件に準拠し、またルクセンブルグにおいて一般に認められた会計原則に従って作成されている。

当財務書類は、継続企業の前提の基準を適用して作成されている。

当社は、2002年12月19日法（修正済）に基づき、小規模会社と定義されている。したがって、当財務書類は、当該法律で認められる範囲で要約貸借対照表および要約損益計算書から構成されている。

取締役会により適用された重要な会計方針は、以下のように要約される。

外貨換算

当社は、その会計帳簿をユーロで記帳しており、財務書類は当該通貨で表示されている。

ユーロ以外の通貨建のすべての取引は、取引日の実勢為替レートによりユーロに換算される。

銀行預金は、貸借対照表日現在で有効な為替レートにより換算される。為替差損益は、本年度の要約損益計算書に計上される。

その他の資産および負債は、取得時の為替レートにより換算した評価額、または貸借対照表日現在の実勢為替レートにより算定された評価額のうち資産については低価な方、負債については高価な方を用いて、それぞれ個別に換算される。

実現為替差損益および未実現為替差損は、要約損益計算書に計上される。未実現利益は考慮されない。

債権

債権は、額面価額で計上される。回収の可能性が低くなった場合には、評価調整が課される。評価調整は、行われた事由が適用されなくなった場合には継続されない。

引当金

債務に計上される引当金は、債務の性質が明確なもので、かつ貸借対照表日時点で発生することが確実もしくはその可能性が高いが、その金額もしくは発生日が不確定な債務の損失を補填するために設定されている。

前払金

前払費用は、当事業年度に支払われたが、翌事業年度に関連する費用から構成されている。

債務

債務には、当事業年度に関連するが、翌事業年度に支払われる費用が含まれている。

総損益

総損益には、その他外部費用を差し引いた、管理運用するファンドから受領する管理報酬が含まれている。売上高は、発生主義に基づいて計上される。

受取利息および支払利息

受取利息および支払利息は、発生主義に基づいて計上される。

注3－1年以内に支払期限が到来する債権

2026年3月31日および2025年3月31日に終了した年度について、以下のとおり分析される。

	2026年3月31日 (ユーロ)	2025年3月31日 (ユーロ)
売掛金	1,160,340	813,126
その他の債権（注6）	256,538	162,128
	<u>1,416,878</u>	<u>975,254</u>

2026年3月31日現在、売掛金は、管理報酬614,342ユーロ（2025年3月31日：267,210ユーロ）、リスク管理サービス報酬37,500ユーロ（2025年3月31日：37,500ユーロ）、AIFMDおよび報告手数料12,225ユーロ（2025年3月31日：35,369ユーロ）、グローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー（「GFTC」）およびマスター・トラスト・カンパニー（「MTC」）へのリスクおよびファンド・サポート・サービス報酬492,671ユーロ（2025年3月31日：467,860ユーロ）ならびにその他の雑収入または未収金3,602ユーロ（2025年3月31日：5,187ユーロ）で構成されている。注10も参照のこと。

その他の債権は、前払税256,538ユーロ（2025年3月：162,128ユーロ）で構成されている。

注4－払込済資本金

2026年3月31日および2025年3月31日現在、当社の発行済かつ全額払込済の資本金は、1株当たり額面25,000ユーロの記名株式15株により表章される。2026年3月31日および2025年3月31日現在、当社は、自社株を購入していない。

注5－準備金および繰越損益

年度中の増減は、以下のとおりである。

	法定準備金 (ユーロ)	その他の配当不能 準備金 (ユーロ)	繰越損益 (ユーロ)
2025年3月31日現在残高	37,500	1,545,000	8,969,029
前期損益の配分*	—	—	804,764
株主への配当	—	—	(750,000)
富裕税準備金の取毀し	—	(250,000)	250,000
富裕税準備金の配分	—	300,000	(300,000)
2026年3月31日現在残高	<u>37,500</u>	<u>1,595,000</u>	<u>8,973,793</u>

* 2025年9月26日付の年次総会で決定

法定準備金

ルクセンブルグの法定要件に準拠して、年間純利益の少なくとも5%を配当が制限される法定準備金として積み立てなければならない。この要件は、準備金が発行済株式資本の10%に達した時に充足されたものとみなされる。

その他の配当不能準備金

2016年から富裕税を減額するための基準を定めた2016年6月16日付第47-3号通達に基づき、ルクセンブルグ税務当局は、企業が適用されるべき（前年度の法人税を控除した）最低富裕税額を決定し、当該金額と統合ベースに基づく富裕税額とを比較することにより、当該年度における富裕税額を減額することができることを示した第51号通達を2016年7月25日に発行した。富裕税の目的のため、企業は前述の金額（控除後の最低富裕税額または統合ベースに基づく富裕税額）のいずれか高い方の金額を支払わなければならない。

上記の適用を受けるために、当社は、その年の富裕税額の5倍に相当する制限的準備金を設定しなければならない。

この準備金は、設定された年の翌年から5年間維持されなければならない。制限的準備金を配当の対象とする場合には、配当が行われた年度に税額控除は廃止される。当社は、この制限的準備金を「その他の配当不能準備金」として計上することを決定した。

2025年9月26日に開催された年次総会により、2020年の富裕税準備金（250,000ユーロ）が全額取り毀され、2026年の富裕税準備金として300,000ユーロが設定された。

2026年3月31日現在、制限的準備金は1,595,000ユーロであり、これは2021年から2026年までの年度の富裕税の6倍に相当する。（2025年3月31日：1,545,000ユーロ）

注6－税金

法人税率は16%であり（これに加えて、雇用基金への拠出金として法人税率7%が課される。）、エスペランジュの地方事業税率は6.75%である。

2026年3月31日に終了した事業年度に、256,538ユーロの前払税がルクセンブルグ税務当局に支払われた。

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エーは、OECD/EU第2の柱ルール（グローバル・ミニマム課税、GloBEルール）の適用対象となる日本のグループ企業の一員である。当該ルールは、年間総収入金額が7億5,000万ユーロを超える多国籍企業グループに対し、15%のグローバル・ミニマム法人税率を国別の利益に対して課税する原則を盛り込んでいる。第2の柱ルールは、当社が設立されたルクセンブルグで制定され、2023年12月31日以降に開始する事業年度から適用されている。第2の柱ルールに基づき、当社は、管轄区域における第2の柱ルールの実効税率（ETR）と最低税率15%との差額相当の追加税を支払う義務を負う。第2の柱ルールには、最初の3事業年度にGloBE ETR計算の完全実施に伴う遵守負担を最小化するための移行措置も盛り込まれている。これに関連して、最新の国別報告データに基づき影響を評価した結果、当社を含むグループ内のルクセンブルグ法人は、第2の柱ルールに従う追加の税金を負担する見込みはないことが結論付けられた。

注7－1年以内に支払期限が到来する債務

2026年3月31日および2025年3月31日に終了した年度について、以下のとおり分析される。

	2026年3月31日 (ユーロ)	2025年3月31日 (ユーロ)
内部および法定監査報酬	87,741	88,770
社会保障および給与税	56,973	56,014
未払法人税（注6）	517,623	466,601
所在地事務報酬	24,294	24,294
従業員関連	184,497	187,266
その他	15,290	8,749
	<u>886,418</u>	<u>831,694</u>

注8－総損益

2026年3月31日および2025年3月31日に終了した年度について、以下のとおり分析される。

	2026年3月31日 (ユーロ)	2025年3月31日 (ユーロ)
サービス報酬	3,115,048	2,516,889
その他の外部費用	(680,754)	(305,635)
	<u>2,434,294</u>	<u>2,211,254</u>

2026年3月31日および2025年3月31日に終了した年度のサービス報酬には、管理報酬1,842,513ユーロ（2025年3月31日：1,268,499ユーロ）、リスクおよびファンド・サポート報酬986,245ユーロ（2025年3月31日：925,727ユーロ）、リスク管理サービス報酬159,852ユーロ（2025年3月31日：168,096ユーロ）、AIFMDおよび報告報酬93,890ユーロ（2025年3月31日：141,125ユーロ）およびその他の報酬32,548ユーロ（2025年3月31日：13,442ユーロ）が含まれている。

2026年3月31日および2025年3月31日に終了した年度のその他の外部費用は、所在地事務報酬97,175ユーロ（2025年3月31日：97,175ユーロ）、内部および法定監査報酬85,789ユーロ（2025年3月31日：89,263ユーロ）、コンサルティング報酬27,536ユーロ（2025年3月31日：26,361ユーロ）、規制費用63,000ユーロ（2025年3月31日：61,000ユーロ）、ITシステム費用380,039ユーロ（2025年3月31日：0ユーロ）およびその他の費用27,215ユーロ（2025年3月31日：31,836ユーロ）で構成されている。

注9－平均従業員数

2026年3月31日に終了した年度に、当社は平均10.0名（2025年3月31日：9.3名）の従業員を雇用していた。

注10－関連会社

当社は、普通株式の100%を所有する（ルクセンブルグにおいて設立された）ノムラ・バンク・ルクセンブルクS.A.（「銀行」）によって経営支配されている。当社の最終的親会社は、東京に所在する野村ホールディングス株式会社である。

通常の事業の一環として、関連会社との間で多くの銀行取引が行われている。これらには、当座預金口座、短期定期預金および為替取引が含まれる。

債権には、リスク管理報告および配当管理を含むファンド業務に関してGFTCから支払われる未収金492,671ユーロが含まれている。債務には、サポート・サービスに対する報酬の一部として銀行に支払う未払金24,294ユーロが含まれている。

適用された金利は、市場で入手できる短期預金金利から非関連会社の顧客に適用されるものと同じスプレッドを差し引いた後の利率である。

2014年2月14日に銀行と当社は、経営モデルに沿って事業活動を行うために一定のサポート・サービスを提供することを銀行に委任するサービス水準合意書（随時改正済）に署名した。2026年3月31日に終了した年度に、銀行により比例按分で請求された年額97,175ユーロ（付加価値税込み）（2025年3月31日：97,175ユーロ）は、要約損益計算書の「総損益」において控除されている。

同じ勘定科目のもとならびに2025年3月1日付で効力が発生した、従前の契約に代わるGFTCおよびMTCとの間で締結されたリスクおよびファンド・サポート・サービス契約に基づいて、当社はファンド業務を1,000,203ユーロ（2025年3月31日：944,761ユーロ）で提供した。

注11－運用資産

当社が投資運用の責任を有するが受益者として所有していない運用資産は、要約貸借対照表から除外されている。当該資産は、2026年3月31日現在、約10,893百万ユーロ（2025年3月31日：9,896百万ユーロ）である。

注12－行政、管理および監督機関の構成員に対して付与された貸付金、融資および保証

2026年3月31日に終了した年度に、当社は、行政、管理および監督機関の構成員に対して、いかなる貸付金、融資、保証も付与していない。

注13－後発事象

決算日より後に重大な事象は発生していない。

[次へ](#)

GLOBAL FUNDS MANAGEMENT S.A.

Abridged Balance Sheet as at March 31, 2026
(expressed in Euro)

	Note(s)	<u>March 31, 2026</u>	<u>March 31, 2025</u>
ASSETS			
D. Current Assets			
II. Debtors			
a) becoming due and payable within one year	3, 10	1,416,878	975,254
IV. Cash at bank and in hand	10	10,970,595	11,537,859
E. Prepayments			
		258,996	49,874
TOTAL (ASSETS)		<u>12,646,469</u>	<u>12,562,987</u>
CAPITAL, RESERVES AND LIABILITIES			
A. Capital and Reserves			
I. Subscribed capital	4	375,000	375,000
IV. Reserves	5	1,632,500	1,582,500
V. Results brought forward	5	8,973,793	8,969,029
VI. Results for the financial year		778,758	804,764
		<u>11,760,051</u>	<u>11,731,293</u>
C. Creditors			
b) becoming due and payable within one year	7	886,418	831,694
		<u>886,418</u>	<u>831,694</u>
TOTAL (CAPITAL, RESERVES AND LIABILITIES)		<u>12,646,469</u>	<u>12,562,987</u>

The accompanying notes form an integral part of these annual accounts.

GLOBAL FUNDS MANAGEMENT S.A.

Abridged Profit and Loss Account
for the year ended March 31, 2026
(expressed in Euro)

	Note(s)	<u>March 31, 2026</u>	<u>March 31, 2025</u>
1. to 5. Gross results	8, 10	2,434,294	2,211,254
6. Staff costs		(1,502,351)	(1,389,901)
a) wages and salaries	9	(1,354,882)	(1,265,159)
b) social security costs	9	(147,469)	(124,742)
<i>i) relating to pensions</i>		(92,438)	(79,731)
<i>ii) other social security costs</i>		(55,031)	(45,011)
8. Other operating expenses		(40,000)	(40,000)
10. Income from other investments, other securities and loans forming part of the fixed assets			
a) Derived affiliated undertakings	10	127,535	283,510
b) other income not included under a)		20,535	2,824
14. Interest payable and similar expenses			
a) concerning affiliated undertakings	10	(310)	(1)
b) other interest and similar expenses		(5,786)	(3,133)
15. Tax on results	6	(255,159)	(262,464)
16. Results after taxation		778,758	802,089
17. Other taxes not shown under items 1 to 16	6	---	2,675
18. Results for the financial year		<u>778,758</u>	<u>804,764</u>

The accompanying notes form an integral part of these annual accounts.

GLOBAL FUNDS MANAGEMENT S.A.

**Notes to the Annual Accounts
for the year ended March 31, 2026**

Note 1 – General

GLOBAL FUNDS MANAGEMENT S.A. (the “Company”) was incorporated on July 8, 1991 in Luxembourg as a “Société Anonyme” governed by Luxembourg laws and holds the following trade register identification: Luxembourg B37 359.

The Company’s registered address is at Building A – 33, rue de Gasperich, L-5826 Hesperange, Grand Duchy of Luxembourg.

The principal activity of the Company is the creation, administration and management of investment funds for which it receives management fees disclosed in the Abridged Profit and Loss Account as “Gross results”.

The Company has been granted with Alternative Investment Fund Manager (AIFM) licence with effect on February 14, 2014. Moreover, the Company has been granted with Chapter 15 of the modified law of December 17, 2010 license by the CSSF on November 16, 2017. On July 10, 2020, the Company further extended its AIFM licence to manage investment funds exposed to non-traditional assets.

The Company is included in the consolidated accounts of Nomura Holdings Inc., forming the largest body of undertakings of which the Company forms a part as a subsidiary undertaking. The registered office of Nomura Holdings Inc. is located in Tokyo and the consolidated financial statements are available at 1-13-1 Nihonbashi, Chuo-Ku, Tokyo 103-8645, Japan.

In addition, the Company is included in the consolidated accounts of Nomura Europe Holdings Plc, forming the smallest body of undertakings included in the body of undertakings referred to in the above-mentioned paragraph of which the Company forms part as a subsidiary undertaking. The registered office of Nomura Europe Holdings Plc is located in London and the consolidated accounts are available at 1 Angel Lane, London, EC4R 3AB, UK.

Note 2 – Summary of significant accounting policies

Basis of preparation

The Company’s accounting year starts on 1 April and ends on 31 March every year.

The Annual Accounts of the Company are prepared in accordance with Luxembourg laws and regulatory requirements and according to generally accepted accounting principles applicable in Luxembourg.

The going concern basis has been applied in preparing these Annual Accounts.

GLOBAL FUNDS MANAGEMENT S.A.

**Notes to the Annual Accounts
for the year ended March 31, 2026 (continued)**

Note 2 – Summary of significant accounting policies (continued)

The Company is defined as a small company under the law of 19 December 2002 as amended. Consequently, these Annual Accounts consist of an Abridged Balance Sheet and an Abridged Profit and Loss Account as permitted by that law.

The significant accounting policies applied by the Board of Directors are summarised as follows:

Foreign currency translation

The Company maintains its accounts in Euro (“EUR”) and the Annual Accounts are expressed in this currency.

All transactions expressed in currencies other than the EUR are translated into EUR at exchange rates prevailing at the transaction date.

Cash at bank is translated at the exchange rates effective at the balance sheet date. Exchange losses and gains are recorded in the Abridged Profit and Loss Account of the year.

Other assets and liabilities are translated separately at the lower or at the higher, respectively, of the value converted at the historical exchange rates or at their value determined at the exchange rates prevailing at the balance sheet date. Realised exchange gains and losses and unrealised exchange losses are accounted for in the Abridged Profit and Loss Account. Unrealized gains are not taken into account.

Debtors

Debtors are recorded at their nominal value. They are subject to value adjustments where their recovery is compromised. These value adjustments are not continued if the reasons for which the value adjustments were made have ceased to apply.

Provisions

Provisions, which are recorded under Creditors, are intended to cover loss on debts the nature of which is clearly defined and which, at the date of the balance sheet, are either likely to be incurred or certain to be incurred but uncertain as to their amount or as to the date on which they will arise.

Prepayments

Prepaid expenses consist of expenses paid during the financial year but relating to a subsequent financial year.

GLOBAL FUNDS MANAGEMENT S.A.

**Notes to the Annual Accounts
for the year ended March 31, 2026 (continued)**

Note 2 – Summary of significant accounting policies (continued)

Creditors

Creditors include expenses to be paid during the subsequent financial year but related to the current financial year.

Gross results

Gross results includes the management fees earned from funds under management less other external charges. The turnover is recorded on an accrual basis.

Interest income and interest expenses

Interest income and interest expenses are recorded on an accruals basis.

Note 3 – Debtors due and payable within one year

For the years ended March 31, 2026 and 2025, this caption can be analysed as follows:

	March 31, 2026 EUR	March 31, 2025 EUR
Trade debtors	1,160,340	813,126
Other debtors (Note 6)	256,538	162,128
	<u>1,416,878</u>	<u>975,254</u>

As at March 31, 2026, Trade debtors consist of management fees for an amount of EUR 614,342 (March 31, 2025: EUR 267,210), risk management services fees for EUR 37,500 (March 31, 2025: EUR 37,500), AIFMD and reporting fees for EUR 12,225 (March 31, 2025: 35,369), Risk and Fund Support services fees to Global Funds Trust Company (“GFTC”) and Master Trust Company (“MTC”) for EUR 492,671 (March 31, 2025: EUR 467,860) and other miscellaneous income or reimbursement receivable for EUR 3,602 (March 31, 2025: EUR 5,187). Please also refer to Note 10.

Other debtors consist of tax advances paid for an amount of EUR 256,538 (March 2025: 162,128).

Note 4 – Subscribed capital

As at March 31, 2026 and 2025, the issued and fully paid capital of the Company is represented by 15 registered shares of a par value of EUR 25,000 each. As at March 31, 2026 and 2025, the Company has not purchased its own shares.

GLOBAL FUNDS MANAGEMENT S.A.

Notes to the Annual Accounts
for the year ended March 31, 2026 (continued)

Note 5 – Reserves and Results brought forward

The movements for the year are as follows:

	Legal reserve	Other non available reserves	Results brought forward
	EUR	EUR	EUR
Balance as at March 31, 2025	37,500	1,545,000	8,969,029
Allocation of previous year 's results [*]	---	---	804,764
Dividend distribution to shareholders	---	---	(750,000)
Release of net wealth tax (“ NWT ”) reserve	---	(250,000)	250,000
Allocation to NWT reserve	---	300,000	(300,000)
Balance as at March 31, 2026	37,500	1,595,000	8,973,793

* As per decision of the Annual General Meeting as at 26th September, 2025.

Legal reserve

In accordance with Luxembourg legal requirements, at least 5% of the annual net profit is to be transferred to legal reserve from which distribution is restricted. This requirement is satisfied when the reserve reaches 10% of the issued share capital.

Other non available reserves

Based on the Circular Fort. N° 47ter dated June 16, 2016, which determines the criteria for the reduction of the NWT as from 2016, the Luxembourg direct tax authorities issued on July 25, 2016 a circular I.Fort N° 51 (the “Circular”) indicating that a company may reduce its NWT for a given year by determining the minimum NWT that should be subject to (subtracting the Corporate Income Tax for the precedent year), and by comparing this amount with the NWT that is due based on the unitary value. For the NWT purpose, the company should be liable to the highest of the said amounts (the minimum NWT after reduction or the NWT due based on the unitary value).

In order to avail of the above, the Company must set up a restricted reserve equal to five times the amount of the NWT credited.

This reserve has to be maintained for a period of five years following the year in which it was created. In case of distribution of the restricted reserve, the tax credit falls due during the year in which it was distributed. The Company has decided to maintain this restricted reserve under “Other non available reserves” .

As per Annual General Meeting held on September 26, 2025, the 2020 NWT reserve was fully released for an amount of EUR 250,000, and a NWT reserve of EUR 300,000 was constituted for 2026.

GLOBAL FUNDS MANAGEMENT S.A.

**Notes to the Annual Accounts
for the year ended March 31, 2026 (continued)**

Note 5 – Reserves and Results brought forward (continued)

As at March 31, 2026, the restricted reserve amounted EUR 1,595,000 representing six times the NWT credited for the years from 2021 to 2026 (March 31, 2025: EUR 1,545,000).

Note 6 – Taxes

The Corporate Income tax rate is 16% (on which 7% of the corporate income tax shall be added as a surcharge for the employment fund), and the Municipal Business tax rate in Hesperange at 6.75%.

For the financial year ending March 31, 2026, a tax advance of EUR 256,538 was paid to the Luxembourg Tax Administration.

Global Funds Management S.A. is part of a Japanese group that falls within the scope of the OECD/EU Pillar 2 rules incorporating the principle of establishing a global minimum corporate income tax rate of 15% on the profits by country of multinational groups with annual revenues exceeding EUR 750 million. Pillar 2 legislation was enacted in Luxembourg, the jurisdiction where the Company is incorporated, and has come into effect for fiscal years starting on or after 31 December 2023. Under this legislation, the Company is liable to pay a top-up tax for the difference between its Pillar Two effective tax rate (“ETR”) per jurisdiction and the 15% minimum tax rate. The Pillar Two legislation also includes transitional safe harbor rules designed to minimize the compliance burden associated with undertaking the full GloBE ETR calculation for the first three fiscal years. In this context, an impact assessment based on the latest historic country-by-country reporting data has concluded that the Luxembourg entities of the Group, including the Company, are not expected to incur additional taxes in accordance with BEPS Pillar 2.

Note 7 – Creditors due and payable within one year

For the years ended March 31, 2026 and 2025, this caption can be analysed as follows:

	March 31, 2026 EUR	March 31, 2025 EUR
Internal and statutory audit fees	87,741	88,770
Social security and salary tax	56,973	56,014
Income Tax payable (Note 6)	517,623	466,601
Domiciliation fees	24,294	24,294
Staff related	184,497	187,266
Other	15,290	8,749
	<u>886,418</u>	<u>831,694</u>

GLOBAL FUNDS MANAGEMENT S.A.

Notes to the Annual Accounts
for the year ended March 31, 2026 (continued)

Note 8 – Gross results

For the years ended March 31, 2026 and 2025, this caption can be analysed as follows:

	March 31, 2026	March 31, 2025
	EUR	EUR
Services fees	3,115,048	2,516,889
Other external charges	(680,754)	(305,635)
	<u>2,434,294</u>	<u>2,211,254</u>

For the year ended March 31, 2026 and 2025, the Services fees include the management fees of EUR 1,842,513 (March 31, 2025: EUR 1,268,499), Risk and Fund Support fees of EUR 986,245 (March 31, 2025: EUR 925,727), Risk management services fees of EUR 159,852 (March 31, 2025: EUR 168,096), AIFMD and reporting fees of EUR 93,890 (March 31, 2025: EUR 141,125) and other fees of EUR 32,548 (March 31, 2025: EUR 13,442).

For the year ended March 31, 2026 and 2025, Other external charges consist of domiciliation fees for an amount of EUR 97,175 (March 31, 2025: EUR 97,175), internal and statutory audit fees for EUR 85,789 (March 31, 2025: EUR 89,263), Consultancy fees of EUR 27,536 (March 31, 2025: EUR 26,361), regulatory fee of EUR 63,000 (March 31, 2025: EUR 61,000), IT systems EUR 380,039 (March 31, 2025: EUR 0) and other charges for EUR 27,215 (March 31, 2025: EUR 31,836).

Note 9 – Average Staff

For the year ended March 31, 2026, the Company has employed in average 10.0 persons (March 31, 2025: 9.3 persons).

Note 10 – Related parties

The Company is controlled by Nomura Bank (Luxembourg) S.A. (the “Bank”) (incorporated in Luxembourg), which owns 100% of the ordinary shares. The ultimate parent of the Company is Nomura Holdings Inc. and is located in Tokyo.

A number of banking transactions are entered into with the related parties in the normal course of business. These include current accounts, short term deposits and foreign exchange currency transactions.

Debtors include an amount of EUR 492,671, which is receivable from GFTC for Fund services including for risk management reporting and dividend control. Creditors include an amount of EUR 24,294 to the Bank as part of the remuneration of the support service provided.

GLOBAL FUNDS MANAGEMENT S.A.

**Notes to the Annual Accounts
for the year ended March 31, 2026 (continued)**

Note 10 – Related parties (continued)

The interest rates applied derived from the short term deposit rates available on the market minus the same spread applicable to non related parties' clients.

The Bank and the Company have signed a Service Level Agreement on February 14, 2014, as amended from time to time, whereas the Company appointed the Bank to provide certain support services to conduct its business under its operating model. The annual amount of EUR 97,175 including VAT to be invoiced prorata temporis by the Bank for the year ended March 31, 2026 (March 31, 2025: EUR 97,175) is recorded in deduction of the caption "Gross results" in the Abridged Profit and Loss Account.

Under the same caption and according to the Risk and Fund Support Services Agreement which was concluded with GFTC and MTC, which is effective since March 1, 2025 and which replaces previous agreements, the Company has provided Fund services for an amount of EUR 1,000,203 (March 31, 2025: EUR 944,761).

Note 11 – Assets under management

Assets under management which are not beneficially owned by the Company but for which the Company has investment management responsibility have been excluded from the Abridged Balance Sheet. Such assets amount to approximately EUR 10,893 million as at March 31, 2026 (March 31, 2025: EUR 9,896 million).

Note 12 – Advances, Loans, and guarantees granted to the members of administrative, managerial and supervisory bodies

For the year ended March 31, 2026, the Company has not granted any advances, loans, guarantees to the members of administrative, managerial, and supervisory bodies.

Note 13 – Subsequent events

No significant event has occurred after the closing date.

[次へ](#)

(2) その他の訂正

下線部または傍線部分は訂正箇所を示します。

第二部 ファンド情報

第1 ファンドの状況

3 投資リスク

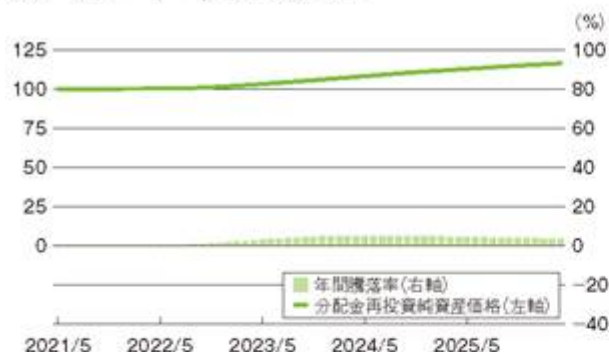
参考情報

<訂正前>

参考情報

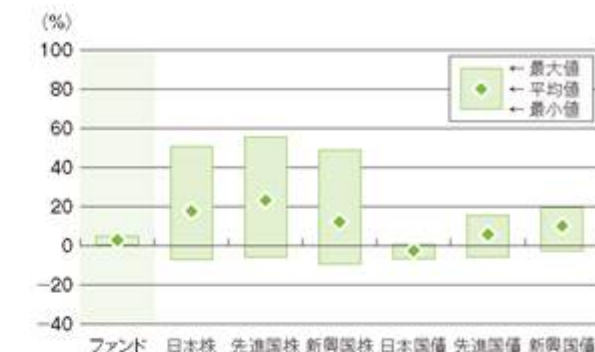
ファンドの分配金再投資純資産価格・年間騰落率の推移

US マネー マーケット ファンド



- 分配金再投資純資産価格は、税引前の分配金を再投資したとみなして算出したもので、2021年5月末を100として指数化しております。
- 年間騰落率は、2021年5月～2026年4月の5年間の各月末時点とその1年前における分配金再投資純資産価格を比較して算出したものです。
- 年間騰落率は、表示通貨である米ドル建てで計算されています。したがって、円貨に換算した場合、上記とは異なる騰落率となります。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較



	ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値(%)	4.92	50.5	55.3	48.7	0.6	15.3	19.3
最小値(%)	0.13	-7.1	-6.0	-9.4	-6.8	-6.1	-2.9
平均値(%)	2.80	17.6	23.1	12.1	-2.7	5.5	9.9

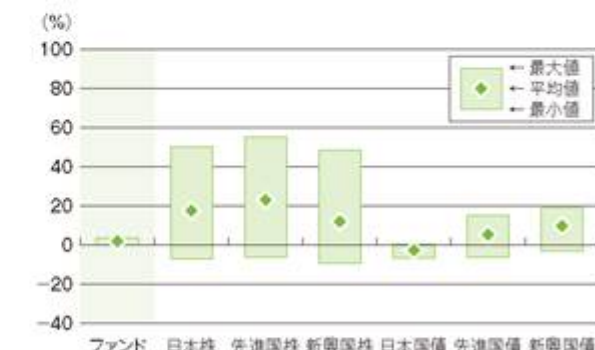
出所：Bloomberg L.P.および指数提供会社のデータを基に森・濱田松本法律事務所外国法共同事業が作成

- 2021年5月～2026年4月の5年間の各月末時点とその1年前における数値を比較して算出した年間騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
- このグラフは、ファンドと他の代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

豪ドル マネー マーケット ファンド



- 分配金再投資純資産価格は、税引前の分配金を再投資したとみなして算出したもので、2021年5月末を100として指数化しております。
- 年間騰落率は、2021年5月～2026年4月の5年間の各月末時点とその1年前における分配金再投資純資産価格を比較して算出したものです。
- 年間騰落率は、表示通貨である豪ドル建てで計算されています。したがって、円貨に換算した場合、上記とは異なる騰落率となります。



	ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値(%)	3.77	50.5	55.3	48.7	0.6	15.3	19.3
最小値(%)	0.00	-7.1	-6.0	-9.4	-6.8	-6.1	-2.9
平均値(%)	2.12	17.6	23.1	12.1	-2.7	5.5	9.9

出所：Bloomberg L.P.および指数提供会社のデータを基に森・濱田松本法律事務所外国法共同事業が作成

- 2021年5月～2026年4月の5年間の各月末時点とその1年前における数値を比較して算出した年間騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
- このグラフは、ファンドと他の代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

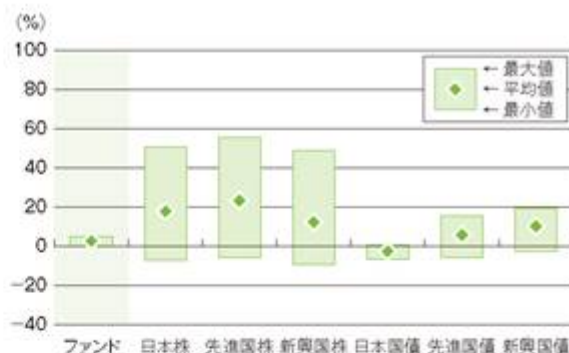
ファンドの分配金再投資純資産価格・年間騰落率の推移

英ポンド マネー マーケット ファンド



- 分配金再投資純資産価格は、税引前の分配金を再投資したとみなして算出したもので、2021年5月末を100として指数化しております。
- 年間騰落率は、2021年5月～2026年4月の5年間の各月末時点とその1年前における分配金再投資純資産価格を比較して算出したものです。
- 年間騰落率は、表示通貨である英ポンド建てで計算されています。したがって、円貨に換算した場合、上記とは異なる騰落率となります。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較



	ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値(%)	4.62	50.5	55.3	48.7	0.6	15.3	19.3
最小値(%)	0.03	-7.1	-6.0	-9.4	-6.8	-6.1	-2.9
平均値(%)	2.51	17.6	23.1	12.1	-2.7	5.5	9.9

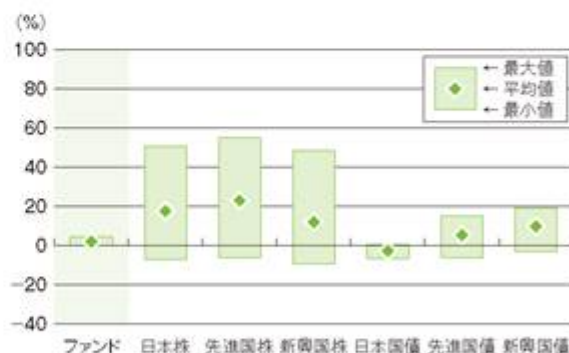
出所：Bloomberg L.P.および指数提供会社のデータを基に森・濱田松本法律事務所外国法共同事業が作成

- 2021年5月～2026年4月の5年間の各月末時点とその1年前における数値を比較して算出した年間騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
- このグラフは、ファンドと他の代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

カナダドル マネー マーケット ファンド



- 分配金再投資純資産価格は、税引前の分配金を再投資したとみなして算出したもので、2021年5月末を100として指数化しております。
- 年間騰落率は、2021年5月～2026年4月の5年間の各月末時点とその1年前における分配金再投資純資産価格を比較して算出したものです。
- 年間騰落率は、表示通貨であるカナダドル建てで計算されています。したがって、円貨に換算した場合、上記とは異なる騰落率となります。



	ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値(%)	4.28	50.5	55.3	48.7	0.6	15.3	19.3
最小値(%)	0.08	-7.1	-6.0	-9.4	-6.8	-6.1	-2.9
平均値(%)	2.19	17.6	23.1	12.1	-2.7	5.5	9.9

出所：Bloomberg L.P.および指数提供会社のデータを基に森・濱田松本法律事務所外国法共同事業が作成

- 2021年5月～2026年4月の5年間の各月末時点とその1年前における数値を比較して算出した年間騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
- このグラフは、ファンドと他の代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

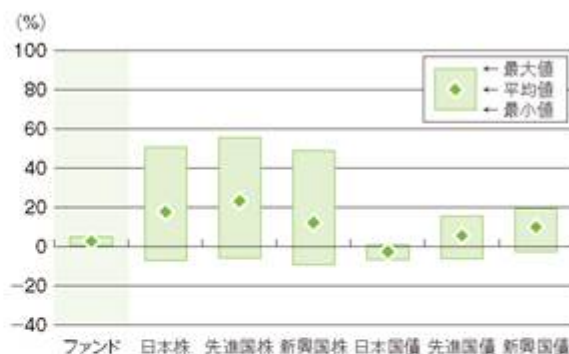
ファンドの分配金再投資純資産価格・年間騰落率の推移

NZドル マネー マーケット ファンド



- 分配金再投資純資産価格は、税引前の分配金を再投資したとみなして算出したもので、2021年5月末を100として指数化しております。
- 年間騰落率は、2021年5月～2026年4月の5年間の各月末時点とその1年前における分配金再投資純資産価格を比較して算出したものです。
- 年間騰落率は、表示通貨であるNZドル建てで計算されています。したがって、円貨に換算した場合、上記とは異なる騰落率となります。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較



	ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値(%)	4.82	50.5	55.3	48.7	0.6	15.3	19.3
最小値(%)	0.16	-7.1	-6.0	-9.4	-6.8	-6.1	-2.9
平均値(%)	2.57	17.6	23.1	12.1	-2.7	5.5	9.9

出所：Bloomberg L.P.および指数提供会社のデータを基に森・濱田松本法律事務所外国法共同事業が作成

- 2021年5月～2026年4月の5年間の各月末時点とその1年前における数値を比較して算出した年間騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
- このグラフは、ファンドと他の代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

(後略)

<訂正後>

参考情報

ファンドの分配金再投資純資産価格・年間騰落率の推移

US マネー マーケット ファンド



- 分配金再投資純資産価格は、税引前の分配金を再投資したとみなして算出したもので、2021年8月末を100として指数化しております。
- 年間騰落率は、2021年8月～2026年7月の5年間の各月末時点とその1年前における分配金再投資純資産価格を比較して算出したものです。
- 年間騰落率は、表示通貨である米ドル建てで計算されています。したがって、円貨に換算した場合、上記とは異なる騰落率となります。

豪ドル マネー マーケット ファンド



- 分配金再投資純資産価格は、税引前の分配金を再投資したとみなして算出したもので、2021年8月末を100として指数化しております。
- 年間騰落率は、2021年8月～2026年7月の5年間の各月末時点とその1年前における分配金再投資純資産価格を比較して算出したものです。
- 年間騰落率は、表示通貨である豪ドル建てで計算されています。したがって、円貨に換算した場合、上記とは異なる騰落率となります。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較



	ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国国債	新興国国債
最大値(%)	4.92	50.5	55.3	40.7	0.6	15.4	20.6
最小値(%)	0.13	-7.1	-6.0	-9.4	-6.8	-6.1	-2.9
平均値(%)	2.96	18.3	22.7	11.8	-3.0	6.0	10.2

出所：Bloomberg L.P.および指数提供会社のデータを基に森・濱田松本法律事務所外国法共同事業が作成

- 2021年8月～2026年7月の5年間の各月末時点とその1年前における数値を比較して算出した年間騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
- このグラフは、ファンドと他の代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。



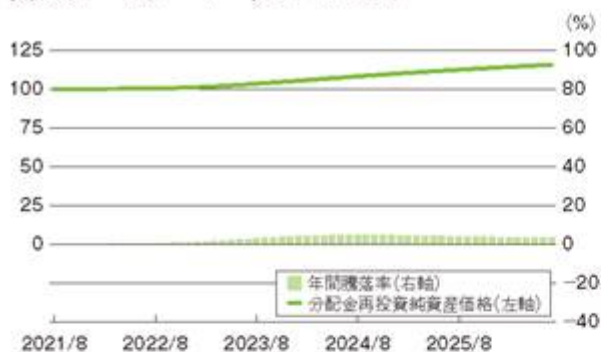
	ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国国債	新興国国債
最大値(%)	3.77	50.5	55.3	40.7	0.6	15.4	20.6
最小値(%)	0.00	-7.1	-6.0	-9.4	-6.8	-6.1	-2.9
平均値(%)	2.28	18.3	22.7	11.8	-3.0	6.0	10.2

出所：Bloomberg L.P.および指数提供会社のデータを基に森・濱田松本法律事務所外国法共同事業が作成

- 2021年8月～2026年7月の5年間の各月末時点とその1年前における数値を比較して算出した年間騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
- このグラフは、ファンドと他の代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

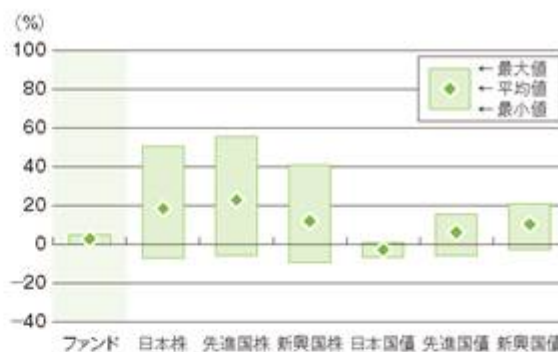
ファンドの分配金再投資純資産価格・年間騰落率の推移

英ポンド マネー マーケット ファンド



- 分配金再投資純資産価格は、税引前の分配金を再投資したとみなして算出したもので、2021年8月末を100として指数化しております。
- 年間騰落率は、2021年8月～2026年7月の5年間の各月末時点とその1年前における分配金再投資純資産価格を比較して算出したものです。
- 年間騰落率は、表示通貨である英ポンド建てで計算されています。したがって、円貨に換算した場合、上記とは異なる騰落率となります。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較



	ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値(%)	4.62	50.5	55.3	40.7	0.6	15.4	20.6
最小値(%)	0.03	-7.1	-6.0	-9.4	-6.8	-6.1	-2.9
平均値(%)	2.67	18.3	22.7	11.8	-3.0	6.0	10.2

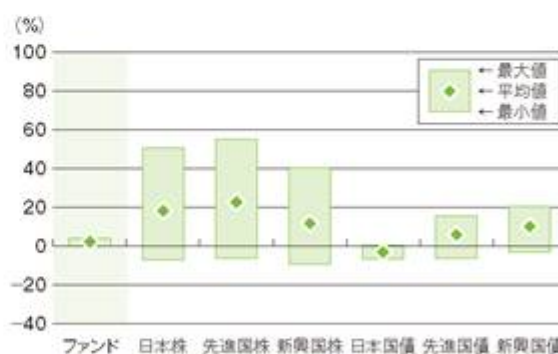
出所：Bloomberg L.P.および指数提供会社のデータを基に森・濱田松本法律事務所外国法共同事業が作成

- 2021年8月～2026年7月の5年間の各月末時点とその1年前における数値を比較して算出した年間騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
- このグラフは、ファンドと他の代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

カナダドル マネー マーケット ファンド



- 分配金再投資純資産価格は、税引前の分配金を再投資したとみなして算出したもので、2021年8月末を100として指数化しております。
- 年間騰落率は、2021年8月～2026年7月の5年間の各月末時点とその1年前における分配金再投資純資産価格を比較して算出したものです。
- 年間騰落率は、表示通貨であるカナダドル建てで計算されています。したがって、円貨に換算した場合、上記とは異なる騰落率となります。



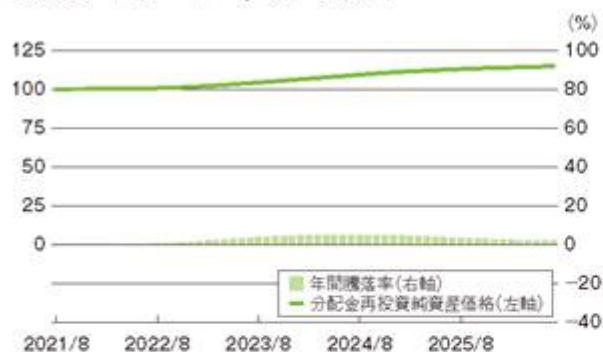
	ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値(%)	4.28	50.5	55.3	40.7	0.6	15.4	20.6
最小値(%)	0.08	-7.1	-6.0	-9.4	-6.8	-6.1	-2.9
平均値(%)	2.26	18.3	22.7	11.8	-3.0	6.0	10.2

出所：Bloomberg L.P.および指数提供会社のデータを基に森・濱田松本法律事務所外国法共同事業が作成

- 2021年8月～2026年7月の5年間の各月末時点とその1年前における数値を比較して算出した年間騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
- このグラフは、ファンドと他の代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

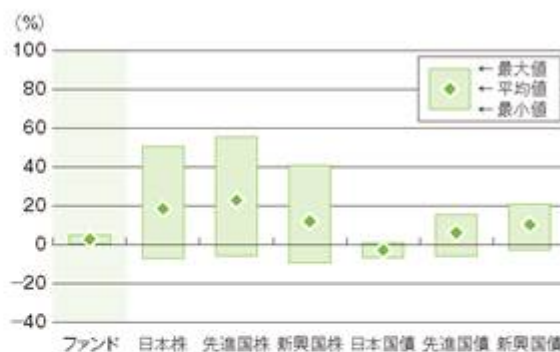
ファンドの分配金再投資純資産価格・年間騰落率の推移

NZドル マネー マーケット ファンド



- 分配金再投資純資産価格は、税引前の分配金を再投資したとみなして算出したもので、2021年8月末を100として指数化しております。
- 年間騰落率は、2021年8月～2026年7月の5年間の各月末時点とその1年前における分配金再投資純資産価格を比較して算出したものです。
- 年間騰落率は、表示通貨であるNZドル建てで計算されています。したがって、円貨に換算した場合、上記とは異なる騰落率となります。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較



	ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値(%)	4.82	50.5	55.3	40.7	0.6	15.4	20.6
最小値(%)	0.16	-7.1	-6.0	-9.4	-6.8	-6.1	-2.9
平均値(%)	2.66	18.3	22.7	11.8	-3.0	6.0	10.2

出所：Bloomberg L.P.および指数提供会社のデータを基に森・濱田松本法律事務所外国法共同事業が作成

- 2021年8月～2026年7月の5年間の各月末時点とその1年前における数値を比較して算出した年間騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
- このグラフは、ファンドと他の代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

(後略)

4 手数料等及び税金

（3）管理報酬等

<訂正前>

（前略）

なお、一部の報酬率は金利水準により引き下げられる場合があります。

2026年4月末現在の報酬率は以下の通りです。

ただし、今後の金利水準に応じて、変動する可能性があります。

（後略）

<訂正後>

（前略）

なお、一部の報酬率は金利水準により引き下げられる場合があります。

2026年7月末現在の報酬率は以下の通りです。

ただし、今後の金利水準に応じて、変動する可能性があります。

（後略）

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー

の株主各位

ルクセンブルグ大公国 エスペランジュ L-5826 ガスペリッシュ通り33番

法定監査人の報告書

監査意見

我々は、グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー（以下、「貴社」という。）の2026年3月31日現在の貸借対照表および同日に終了した年度の損益計算書、ならびに重要な会計方針の要約を含む財務書類に対する注記から構成される、財務書類について監査を行った。

我々の意見では、添付の財務書類は、財務書類の作成および表示に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠して、貴社の2026年3月31日現在の財務状態ならびに同日に終了した年度の経営成績について真実かつ公正な概観を与えているものと認める。

意見の根拠

我々は、監査専門家に関する2016年7月23日の法律（以下「2016年7月23日法」という。）およびルクセンブルグの金融監督委員会（Commission de Surveillance du Secteur Financier）（以下「C S S F」という。）が採用した国際監査基準（以下「I S A s」という。）に準拠して監査を行った。2016年7月23日法およびルクセンブルグのC S S Fが採用したI S A sに基づく我々の責任については、当報告書の「財務書類の監査に関する法定監査人（Réviseur d'entreprises agréé）の責任」の項において詳述されている。我々はまた、ルクセンブルグのC S S Fによって採用された国際会計士倫理基準審議会が公表した国際独立性基準を含む職業会計士のための国際倫理規程（以下「I E S B A 規程」という。）および財務書類の監査に関する倫理規定に従って貴社から独立した立場にあり、当該倫理規定に従って他の倫理的な義務も果たしている。我々は、我々が入手した監査証拠が監査意見表明のための基礎を得るのに十分かつ適切であると判断している。

財務書類に関する取締役会の責任

取締役会は、財務書類の作成および表示に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠し、財務書類の作成および公正な表示、ならびに不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、重要な虚偽表示がない財務書類を作成するために取締役会が必要であると決定する内部統制に関して責任を負う。

財務書類の作成において、取締役会は、貴社が継続企業として存続する能力を評価し、それが適用される場合には、取締役会が貴社の清算または事業の停止を意図している、もしくは現実的にそれ以外の選択肢がない場合を除き、継続企業の前提に関する事象を適宜開示し、継続企業の会計基準を使用する責任を負う。

財務書類の監査に関する法定監査人（"réviseur d'entreprises agréé"）の責任

我々の監査の目的は、不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、財務書類全体に重要な虚偽表示がないかどうかにつき合理的な保証を得ること、および監査意見を含む報告書を発行することである。合理的な保証は高度な水準の保証ではあるが、2016年7月23日法およびルクセンブルグのC S S Fが採用したI S A sに準拠して行われる監査が、重要な虚偽表示を常に発見することを保証するものではない。虚偽表示は不正または誤謬により生じることがあり、重要とみなされるのは、単独でまたは全体として、当該財務書類に基づく利用者の経済的意思決定に影響を及ぼすことが合理的に予想される場合である。

2016年7月23日法およびルクセンブルグのC S S Fが採用したI S A sに準拠した監査の一環として、監査全体を通じて、我々は専門的判断を下し、職業的懐疑心を保っている。また、以下も実行する。

- 不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、財務書類の重要な虚偽表示のリスクを認識および評価し、それらのリスクに対応する監査手続を策定および実行し、我々の監査意見表明のための基礎として十分かつ適切な監査証拠を得る。不正による重要な虚偽表示は共謀、偽造、意図的な削除、不正表示または内部統制の無効化によることがあるため、誤謬による重要な虚偽表示に比べて、見逃すリスクはより高い。
- 貴社の内部統制の有効性についての意見を表明するためではなく、状況に適した監査手続を策定するために、監査に関する内部統制を理解する。
- 取締役会が採用した会計方針の適切性ならびに行った会計上の見積りおよび関連する開示の合理性を評価する。
- 取締役会が継続企業の前提の会計基準を採用した適切性および、入手した監査証拠に基づき、貴社が継続企業として存続する能力に重大な疑義を生じさせる可能性のある事象または状況に関連する重要な不確実性の有無について結論を下す。重要な不確実性が存在するという結論に達した場合、我々は当報告書において、財務書類における関連する開示に対して注意喚起し、当該開示が不十分であった場合は、監査意見を修正する義務がある。我々の結論は、当報告書の日付までに入手した監査証拠に基づく。しかし、将来の事象または状況が、貴社が継続企業として存続しなくなる原因となることがある。
- 開示を含む財務書類の全体的な表示、構成および内容について、また、財務書類が、対象となる取引および事象を適正表示を実現する方法で表示しているかについて評価する。

我々は統治責任者に、特に、計画した監査の範囲および実施時期、ならびに我々が監査中に特定した内部統制における重大な不備を含む重大な監査所見に関して報告する。

ルクセンブルグ、2026年6月26日

ケーピーエムジー オーディット エス・アー・エール・エル
公認の監査法人（Cabinet de révision agréé）

ベネディクト・バルツ

[次へ](#)

To the Shareholders of
Global Funds Management S.A.
33, Rue de Gasperich
5826 Hesperange
Luxembourg

REPORT OF THE REVISEUR D'ENTREPRISES AGREE

Opinion

We have audited the annual accounts of Global Funds Management S.A. (the “Company”), which comprise the balance sheet as at 31 March 2026, and the profit and loss account for the year then ended, and notes to the annual accounts, including a summary of significant accounting policies.

In our opinion, the accompanying annual accounts give a true and fair view of the financial position of the Company as at 31 March 2026, and of the results of its operations for the year then ended in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the annual accounts.

Basis for opinion

We conducted our audit in accordance with the Law of 23 July 2016 on the audit profession (the “Law of 23 July 2016”) and with International Standards on Auditing (“ISAs”) as adopted for Luxembourg by the Commission de Surveillance du Secteur Financier (“CSSF”). Our responsibilities under the Law of 23 July 2016 and ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF are further described in the «Responsibilities of “réviseur d'entreprises agréé” for the audit of the annual accounts» section of our report. We are also independent of the Company in accordance with the International Code of Ethics for Professional Accountants, including International Independence Standards, issued by the International Ethics Standards Board for Accountants (“IESBA Code”) as adopted for Luxembourg by the CSSF together with the ethical requirements that are relevant to our audit of the annual accounts, and have fulfilled our other ethical responsibilities under those ethical requirements. We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion.

Responsibilities of the Board of Directors for the annual accounts

The Board of Directors is responsible for the preparation and fair presentation of the annual accounts in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the annual accounts, and for such internal control as the Board of Directors determines is necessary to enable the preparation of annual accounts that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

In preparing the annual accounts, the Board of Directors is responsible for assessing the Company's ability to continue as a going concern, disclosing, as applicable, matters related to going concern and using the going concern basis of accounting unless the Board of Directors either intends to liquidate the Company or to cease operations, or has no realistic alternative but to do so.

Responsibilities of the “réviseur d'entreprises agréé” for the audit of the annual accounts

The objectives of our audit are to obtain reasonable assurance about whether the annual accounts as a whole are free from material misstatement, whether due to fraud or error, and to issue a report of the “réviseur d'entreprises agréé” that includes our opinion. Reasonable assurance is a high level of assurance, but is not a guarantee that an audit conducted in accordance with the Law of 23 July 2016 and with ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF will always detect a material misstatement when it exists. Misstatements can arise from fraud or error and are considered material if, individually or in the aggregate, they could reasonably be expected to influence the economic decisions of users taken on the basis of these annual accounts.

As part of an audit in accordance with the Law of 23 July 2016 and with ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF, we exercise professional judgment and maintain professional skepticism throughout the audit. We also:

- Identify and assess the risks of material misstatement of the annual accounts, whether due to fraud or error, design and perform audit procedures responsive to those risks, and obtain audit evidence that is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion. The risk of not detecting a material misstatement resulting from fraud is higher than for one resulting from error, as fraud may involve collusion, forgery, intentional omissions, misrepresentations, or the override of internal control.
- Obtain an understanding of internal control relevant to the audit in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the Company's internal control.
- Evaluate the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates and related disclosures made by the Board of Directors.
- Conclude on the appropriateness of the Board of Directors' use of the going concern basis of accounting and, based on the audit evidence obtained, whether a material uncertainty exists related to events or conditions that may cast significant doubt on the Company's ability to continue as a going concern. If we conclude that a material uncertainty exists, we are required to draw attention in our report of the “réviseur d'entreprises agréé” to the related disclosures in the annual accounts or, if such disclosures are inadequate, to modify our opinion. Our conclusions are based on the audit evidence obtained up to the date of our report of the “réviseur d'entreprises agréé”. However, future events or conditions may cause the Company to cease to continue as a going concern.
- Evaluate the overall presentation, structure and content of the annual accounts, including the disclosures, and whether the annual accounts represent the underlying transactions and events in a manner that achieves fair presentation.

We communicate with those charged with governance regarding, among other matters, the planned scope and timing of the audit and significant audit findings, including any significant deficiencies in internal control that we identify during our audit.

Luxembourg, 26 June 2026

KPMG Audit S.à r.l.
Cabinet de révision agréé

Benedikt Barz

(※) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管している。